

第9章 企業誘致促進策の検討

一般に、企業誘致の促進策の検討課題には

- ① 投資優遇措置
- ② 企業誘致体制
- ③ 関連基盤の整備（交通、通信、住、医、教育、試験・研究）
- ④ 不安材料の除去（情報不足、投資保証、物資調達可能性等）

等の各方面にわたる検討が必要であるが、ここでは主に①と②について検討を進める。

③、④の課題については、それぞれ8章・10章・11章で触れる。

9.1 中国とアジア諸国の外資導入条件・賃金の比較

9.1.1 各種優遇措置・規制

表9-1は、中国とアジアNIES、アセアン諸国の外資導入条件をみたものであるが、これによると以下のことが指摘できる。

① 法人税率

アジア諸国の税率は、香港の16.5%からマレーシアの40%の範囲にあるが、中国は地方税（3%）を含み一律に33%で、比較国の中ではやや高い位置にある。しかし、中国は、経済特区・技術開発区等の特定地区ではアジアで最も低い15%、さらに特定地区の「輸出企業、先進技術企業」など特別に認められた企業については税率は10%となり、シンガポールにおける営業本部機能を持った企業と並び、9ヶ国の中ではもっとも有利な条件となっている。

② 輸出比率の制約及び輸出産業奨励

アジア諸国の優遇措置をみると、全産業が他の国に比べ厚遇されている香港を除き各国とも投資奨励企業に対して、租税を減免している。減免の期間は、最高の10年（シンガポール）から最短の3年（タイ）と幅広いが、平均的には5年（中国、韓国、台湾、マレーシア等）である。各国の投資奨励企業の指定対象は、「パイオニア企業」（シンガポール、フィリピン、マレーシア等）や「輸出志向型企业」（韓国、インドネシア、タイ等）などであり、これは、中国における「先進技術企業」及び「輸出企業」に該当しよう。しかし、「輸出企業」の指定基準については各国により異なり、インドネシアの「85%以上の輸出率」、タイの「50万ドル以上の外資獲得企業」等からみると、中国の「70

表9-1 中国とアジアNIES・アセアン諸国の外資導入条件

	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール
法人税	30% (地方税3%) } 33%	法人税16.5~27.5% (公開法人) 27.5~49.5% (非公開法人)	15~30% (純利益に応じて)	16.5% (利潤税)	33%
特定区	特区・開発区 15% (輸出・技術企業 10%)	輸出加工区 操業後5年間は無税、法人税のみその後3年間50%免税	輸出加工区18% 操業後5年間法人税免除		
優遇措置	・期限10年以上は2年免税3~5年半減 ・特区も上記条件で優遇 ・農、林、利潤の低い企業 ・僻地企業は通常の減免後さらに10年間15~30%減免 ・開発区の製品輸出・先進技術企業は土地使用料の減免	・100%減免(10年のうち5年間を選択)か特別減価償却を選択 ・国際収支改善寄与事業 ・高度技術又は大資本を伴う事業 ・輸出加工区加入事業など	・生産事業に対して、営業事業所得免除、短期耐用年数による減価償却いずれか選択、5年間免除	・香港は免税期間や特別な優遇措置はない (・キャピタル・ゲインは課税されない ・配当金について源泉徴収税を支払う必要はない)	・バイオニア・インダストリーは最高10年間免税 ・新規固定投資額の50%までの所得に関する法人の免除 ・営業本部業務に対しては法人税10%
外資出資制限	25%以上、100%も可 ただし、外資マジョリティーをもつケースは少ない	原則 50%以下 業種によっては51%以上も可	なし ただし、外資50%以上は難しい	なし	なし
雇用義務	・現地人採用・解雇は企業独自で可(規制なし)	・制約・義務はない	・制限はない ・商社の場合主幹の半数以上は台湾人	・制限はない	・現地人採用促進 ・人種別雇用義務なし
輸出・国産化要請	・輸出奨励(70%以上) ・外資バランス義務	・生産品目毎に一定の輸出義務あり ・機械、自動車等の国産化規制あり	・輸出奨励 ・国産化も事実上奨励(義務)	なし	なし

	インドネシア	フィリピン	マレーシア	タイ
法人税	20~45% 累進課税	25~35% 累進税	40%(所得税)	30%(上場企業) 35%(非上場企業)
特定区				
優遇措置	・資本印紙税の免除 ・輸入税の減免 ・75%以上の株式が現地側に保有されている企業は国内販売可 ・製品の85%以上を輸出する業種は優遇	・バイオニア企業は6年間非バイオニア企業は4年間所得税免除。バイオニアは最高8年免除 ・資本財の無税輸入 ・輸出の原材料の免税 ・低開発地域、輸出加工区地域統括本部企業はバイオニアと同じ	・バイオニア企業は5年間法人税と開発税の免除 ・輸出用原材料の輸入税は免除 ・国内で生産されていない原材料の関税は一律2%	・輸出指向型など投資奨励企業(BOI認可) ・法人税免除(3~5年) ・輸入機械に対する輸入税営業税の全額免除、減免 ・輸入原材料の輸入税減免 ・操業開始3年以内に、50万米ドル以上の外資獲得企業は法人税免除期間がさらに1年延長 ・投資奨励地域は営業税3年間90%免除、次の2年間は75%免除、法人税も5年間50%免除
外資出資制限	・合併を原則としインドネシア側の出資比率を20%以上とする。原則として100%外資は認められない ・外資は設立後15年以内に現地側パートナーが資本の51%以上を保有しなければならない	・外資の持分が40%を越えない場合、政府の事前承認不要	・輸出比率50%以上の企業は100%まで外資比率を認める ・350人以上のフルタイム従業員を雇用する企業は現状の外資比率を維持できる ・資本・経営の現地化	・業種により外資50%以上の外国企業の活動を規制
雇用義務	・管理・専門職の外人可、ただし、現地人化へ促進すべき	・原則として現地人の採用 ・高度技術分野では外国人可	・人種構成に応じた雇用 ・適当な現地人無しは外人可	・経営者・技術者の現地人化
輸出・国産化要請	・輸出奨励(85%) ・自動車国産化計画あり	・輸出加工区あり ・自動車国産化計画見直し	・輸出奨励(出資比率に関係) ・自動車エンジン国産化要請強い	・輸出奨励(出資比率に関係) ・自動車国産化計画あり

資料：中国の投資環境、1988年4月
海外投資ガイド、三和銀行

％以上の輸出率」は比較的柔軟な基準といえる。

③ 外資出資制限

各国の外資出資制限をみると、国の全域が自由港的な色彩なある香港、シンガポールの「制限なし」が最も緩い規制であり、逆に最も厳しい条件は、インドネシア、マレーシア、の「資本及び経営の現地化」である。中国は、その中間にあり、現実的には外資がマジョリティをとることは少ないが、法的には投資分野によっては 100%外資も認められており、この面でも比較的柔軟な条件となっている。

④ 雇用義務等の「現地化」政策

現地人の雇用義務についてみると、最も緩いのが韓国、台湾、香港の「制限なし」であり、最も厳しいのは、インドネシアの“プリブミ”、マレーシアの“ブミンプトラ”という「現地人化」である。中国は法的には前者に準じ「規制なし」であり、現地人の採用、雇用は企業の自由裁量に任ねられている。

なお、従来は中国においては、役員のコップが中国側であることから、適切な人材の不足により会社としての意思決定や運営管理に支障を生ずるという問題が指摘され、法改正の動きが伝えられている。

⑤ 輸出比率制約

各国の輸出奨励策は、香港、シンガポールの「特になし」を除くと全ての国が輸出の奨励を行っており、輸出比率の多寡によって優遇措置、出資制限を規定している。中国の場合には、外貨バランスが義務づけられており、中国市場向の生産企業は、輸出による外貨獲得に苦勞している。

⑥ 国産化要請

国産化要請の動きをみると、自国市場の小さな香港、シンガポールを除く各国とも消費財、生産財の国産化を推進しており、とくに総合産業である自動車産業に的を絞っている国が多い（韓国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイの5ヶ国）。中国もこの方向に向かいつつあるが、これの実現には、周辺産業（部品、原材料、エネルギー産業等）の育成が課題となっている。

以上の如く、外資導入条件を法的規定からみる限りでは、中国はアジア諸国の

中では、全ての側面でフリーである「香港」と「シンガポール」に次ぐ第2ランクの環境条件をもった国であるといえよう。問題はこれら諸規定の運用面における効用である。

9.1.2 中国とアジア諸国の賃金比較

製造業の平均賃金について、中国とアジア諸国を比較すると次の通りである。

表9-2は、ILO（国際労働機構）による1985年の製造業平均賃金（労働者受取額）を米ドル（以下ドルとする）に換算したものである。香港の賃金を基準（100）にすると、中国は（16）、アセアン諸国は30～50、アジアNIESは70～100、日本は400の水準である。なお、中国の賃金は、ILOへの報告値に外資企業に課せられる賃金レベルの1.5倍を乗じたものである。

国際統計上の数字からみると、中国は、アジア9ヵ国の中で最も低い賃金水準にあり、外資企業とくに、労働集約型工業にとって対中国投資に魅力を感じる比較的優位条件となっている。しかし、現実的には、中国の外資系企業には、この通常給与以外に、ボーナス、食事・住宅・里帰り等の手当での支給が課せられており、これらを含めた実質賃金は比較的高い水準に達する。投資を誘引するには、当面、こうした生産費上の比較的優位を維持する政策的配慮が必要とされる。

表9-2 アジア各国の賃金比較（1985年）

（米ドル/月）

国 別	製 造 業 の 平 均			
	賃金 (1985年レート)	指 数	賃金 (1988年レート)	指 数
中 国	51.0	16.2	(40.8)	(13.0)
インドネシア	96.5	30.6	(65.6)	(20.8)
フィリピン	101.0	32.1	(90.9)	(28.9)
タイ	104.0	33.0	(109.2)	(34.7)
マレーシア	150.0	47.6	(147.0)	(46.7)
台湾	218.6	69.4	306.0	97.1
シンガポール	275.0	87.3	(294.0)	(93.3)
韓国	310.0	98.4	362.7	115.1
香港	315.0	100	315.0	100
日 本	1,258.0	399.4	2,303.0	731.1

注：① 指数は香港を100とした場合。

② 中国は、ILO報告値を1.5倍（外資系企業に課せられる賃金）とした。

③ () 内は1987年末

資料：ILO "Year book of Labour Statistics 1986"

以下では、各国の賃金動向を中国との比較の中で整理し、中国の位置を明らかにする。

① 韓国

韓国の製造業の平均賃金は、1985年で310ドル/年であるが、外資系企業ではこれの10%増し程度とみられている。しかし、1988年3月時点までに17%の為替レートの切上げがあり、現在レートでは360ドル強とアジアNIE Sの中では最も高賃金となっている。さらに、韓国での不安材料は、1987年からの労働ストライキによる賃上げ傾向や、NIE Sの一員として、対米貿易摩擦からウォンの切上げ圧力がさらに高まっていること等がある。

② 台湾

台湾の賃金は、1985年219ドルで、香港を100とすると70弱とアジアNIE Sの中では最も有利な位置にあったが、現在レートでは台湾ドルの大幅な切上げ(4割)のため、その有利性を失っている。この台湾ドルの切上げは韓国と同様に対米貿易摩擦によるもので、さらなる切上げが不可避とみられている。

従って、労働集約型を中心とする台湾企業は、低賃金を求めて、タイやマレーシア等のASEAN諸国へ進出する動きが活発になっている。

表9-3 アジアNIE SからASEAN諸国への直接投資の伸び

対タイ直接投資 (100万パーツ)

	1985	1987上期 (年率)	倍率 (87上/85)
総額	4,849	13,084	2.7倍
台湾	445	876	2.0
香港	183	606	3.3
韓国	28	148	5.3
シンガポール	27	182	6.7

資料：タイ・BOI調べ

対マレーシア直接投資

(100万マレーシア・ドル)

	1985	1987上期 (年率)	倍率 (87上/85)
総額	324.9	592.3	1.8倍
台湾	14.7	86.2	5.9
シンガポール	47.2	170.4	3.6

資料：マレーシア・MIDA調べ

③ 香 港

香港ドルは米ドルにリンクしており、1985年の平均賃金 315ドルは現在も同額であるため為替レートによる賃金上昇はないものの、香港の近年の労働力不足による賃金上昇はかなり深刻なものがある。そのため、例えば、日系小型モーター企業や無線器メーカーは、中国やフィリピン等へ生産シフトする動きがみられる。位置関係から、香港に隣接して設けられている中国深圳特区への進出が多い。

④ シンガポール

シンガポールは、以前の高賃金政策がもたらした国際競争力の低下と、1986年のマイナス経済成長を反省し、1987年以降賃金凍結政策を打出している。しかし、香港と同様に経済開発が進んでいるため労働力不足に悩んでおり、近年ではとくに好調のエレクトロニクス産業では人件費の大幅なアップにより台湾以上の高賃金といわれる。シンガポール企業もまた台湾や香港と同様、ASEAN諸国への投資を活発に行っている（表9-3）。

⑤ タ イ

タイ、バーツは米ドルとリンクした通貨の1つとなっており、為替レートの対米ドル切上げによる賃金上昇はないものの、低賃金を目指して、日本やアジアNIES諸国からの急激な投資拡大により労働力需給が逼迫してきており、賃金上昇が起りつつある。

⑥ その他諸国

ASEAN諸国のうち、インドネシア、フィリピンの2国は、輸出競争力強化のため、ドルに対して切り下げを行っており、国際レベルでは労働賃金の競争力を増している。両国とも政治面での安定性に欠けるところから、直接投資が停滞気味であったが、ごく最近になって投資が活発化しつつある。マレーシアは、シンガポールドルとリンクしており、長期的には若干の切上げがあるものと見られる。

以上みてきたごとく、台湾、韓国が主として為替圧力による賃金上昇、香港、シンガポールでは労働力不足による賃金上昇などの理由で立地上のメリットを

減少させつつある。その受け皿として、新たに、タイ、マレーシア等のASEAN諸国、さらに最近ではフィリピン、インドネシアへの投資が伸びている。しかし、タイの労働力は既に不足ぎみであり、次の新たなる投資国として、労働力の豊富な中国が着目され、既にいくつかの日系企業が中国へ生産シフトを図りつつある。中国の労働市場の大きさからみて、当分の間は外資にとり魅力ある投資対象となるものと思われるが、フィリピン、インドネシアをはじめ、中国の競争相手となる諸国も外国企業投資への環境整備を進めつつあり、中国への投資がこれら諸国への投資ときびしい競争関係にあることを認識して、いっそうの投資環境改善に取り組む必要がある。

9.2 その他の経済特区／技術開発区の現況

9.2.1 経済特区／技術開発区について

1) 経済開放の経緯

(1) 経済特区

1979年7月、深圳、珠海、汕頭、廈門の4市の一部地域を、管理体制下のもとに外資を受け入れ計画経済とは異なる市場メカニズムによる方式のモデル実験区として指定した。

次いで海南島が経済特区として指定された。

(2) 経済技術開発区

1984年初め、14の沿海港湾都市を解放し、そのうち12の都市（大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、広州、湛江、北海）を開放し、経済技術開発区を設け、外資導入政策を促進することを決定した。

(3) 3沿海経済開放区

4経済特区、14の沿海港湾都市に続き、1985年、長江三角州、珠海三角州、福建省南廈門、漳州、泉州三角州地区を沿海経済開放区として指定した。

(4) 8単列都市

1985年1月、ハルビン、瀋陽、大連、西安、重慶、武漢、広州の7都市を省と同じレベルの経済自主権及び対外経済決定権をもつ重点都市として指定した。1986年10月、青島市が単列都市に追加された。

2) 経済特区、経済技術開発区等の特徴

経済特区、経済技術開発区の特徴と相違点は大体次の通りである。

- ① 経済特区が工業、商業、サービス業を含む総合的開発を志向しているのに対して、経済技術開発区は輸出振興、技術・知識集約型産業の発展を目指した先進技術の導入を主目的としている。
- ② 経済特区は経済発展実験の場として、大胆なまでに資本主義的な要素を取り入れている。市場経済“主”計画経済“従”の経済特区では金融、物価、企業管理等、中国国内とは異なるシステムを取っており、管理境界により、国内とは明確に遮断した経済管理体制下にある。これに対し、開発区では開放都市の市街区から開発区への交流は比較的自由であり、あくまでも計画経済“主”市

場経済“従”の社会主義経済が貫かれている。

- ③ 経済特区が対内的に閉鎖的なものに対して、開発区は沿海港湾都市の一部であり、国内的に開放されている。これら都市の任務は、中国で言う「外引内聯」すなわち開放と改革の有利な条件、先進技術を利用して内陸部の経済発展を促すことに重点が置かれている。

以上幾つの特徴の差を上げたが、経済特区、経済技術開発区では表9-4にみるように外資優遇策で幾らかの差が見られる。1984年11月に公布された「経済特区および14沿海都市に置ける企業所得税と工商統一税の減免に関する暫定規定」では、外資優遇条件は経済特区で最も有利であり、次いで経済技術開発区、14沿海港湾都市と汕頭、珠海、廈門の市街区、3沿海経済開放区、国内その他の地域の順となる。

8大重点都市は経済自主権、対外経済決定権が省レベル並みに与えられているが、外資導入案件契約批准限度額が規定されており、1件当たり限度額3,000万ドル以下となっている。これら都市も政治的には従来通り省の管轄下にある。

9.2.2 経済特区/技術開発区の現況

経済特区、経済技術開発区の外資優遇策については前項で述べたとおり優遇条件は経済特区で最も有利であるが、それぞれの開発区間の差はあまり大きくない。投資環境の差はそれぞれの都市固有の社会立地条件と、インフラ整備状況及び自主権限内の経営・運用の差によるところが大である。

1) 投資環境比較都市の選定

代表的な開発区として、経済特区では深圳、経済技術開発区では天津、大連、上海を取り上げ、青島経済技術開発区と投資環境を比較することとした。

これらの都市を調査対象として選定した事由は、深圳は経済特区の一つであり、最初に指定されて以来今日まで豊富な実績と経験を積んできた都市で、青島輸出加工区の各種優遇政策や運営・管理を調査するとき、中国の中で最も参考になる都市である。経済特区の中からは代表的な地区として深圳を選定した。

経済技術開発区の中から選定した上海は中国を代表する商工業都市であり、最も先進的な工業技術力と規模を備えている。天津は、青島にとり市場流通面・地理的な関係からみても最も投資競合関係が強く、華北地域の中心的な工業都市で

表9-4 経済特別区および14沿海都市の合弁・合作経営・100%外資企業に対する企業所得税・工商統一税の減免規定

経済特別区	経済特別区	経済特別区	経済特別区
<p><企業所得税></p> <ul style="list-style-type: none"> 合弁・合作経営・100%外資企業の生産・販売、その他の所得税 	<p>経済特別区</p> <p>※海南行政区は特別区の関係規定を準用</p> <p>生産的・非生産的企業を問わず15% ・生産的企業：経営期間10年以上——利益が出た年度からからぞえて1年および2年目免除、3年目から5年目までは半減。 ・サービス企業：経営期間10年以上、出資額500万ドル以上——利益が出た年度からからぞえて1年目は免除、2年目、3年目半減。</p>	<p>沿海14沿海都市の経済技術開発区</p> <p>生産的企業のみ15% ・生産的企業：経営期間10年以上——利益が出た年度からからぞえて1年目と2年目は免除、3年目から5年目までは半減。</p>	<p>沿海14沿海都市の旧市内および市外、珠海、廈門市内</p> <p>生産的企業のみ15% ・生産的企業で、技術集約・知識集約型の事業、または出資額3,000万ドル以上で投資回収期間が長い事業、またはエネルギー・交通・港湾整備事業について財政負担軽減による。 ・上記の減税条件は備えていないが、つぎの6業種については税法規定の80%の税率で企業所得税を計算。 ①機械製造、電子工業 ②冶金、化学、建材工業 ③轻工、機械、包装工業 ④医療機器、製薬工業 ⑤林業、牧畜業、其の他 ⑥これら業種の加工業 ⑦建築業。</p>
<p><地方所得税></p> <ul style="list-style-type: none"> 配当金、利息、リース料、特許権使用料、その他の所得 	<p>(中国国内に事務所を設けていない外国投資企業の場合) 10%の所得税を徴収。さらに減免の必要のある場合は特別区人民政府が決定。</p> <p>減免措置措置の必要のある場合、特別区人民政府が決定。</p>	<p>(同左)</p> <p>10%の所得税を徴収。さらに減免の必要のある場合は特別区人民政府が決定。</p> <p>減免措置措置の必要のある場合、特別区人民政府が決定。</p>	<p>(同左)</p> <p>10%の所得税を徴収。さらに減免の必要のある場合は特別区人民政府が決定。</p> <p>減免措置措置の必要のある場合、特別区人民政府が決定。</p>
<p><利益の国外送金></p>	<p>合弁企業の外資側の利益送金——所得税免除</p>	<p>同左</p>	<p>—</p>
<p><工商統一税></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入品 	<ul style="list-style-type: none"> 特別区管理線——各船舶油、たばこ、酒の輸入は、税法規定の50%の税率で徴収。その他の生産のために輸入する機械設備、原材料、部品・付属品、交通手段その他の生産財についてはすべて免除。 外国投資家が個人で携帯輸入する自家用のたばこ、酒、家庭用品は合理的数量の範囲内で免除。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区企業が輸入する自家用の建材、生産設備、原材料、部品・付属品、種子、事務用品は免除。 外国投資家が携帯輸入した自家用の家庭用品と交通手段は、合理的数量の範囲内で免除。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市内企業が投資、追加投資として輸入する当該企業の生産用設備、営業用設備、建築用材料ならびに企業の自家用交通手段と事務用品については免除。 外国投資家が携帯輸入した自家用の家庭用品と交通手段は、合理的数量の範囲内で免除。
<ul style="list-style-type: none"> 輸出品と製品の国内当該地区での販売 	<ul style="list-style-type: none"> 特別区企業が生産する輸出品は、国の輸出制限品目や少数の特記製品を除き免除。 特別区企業が生産する製品を当該特別区で販売する場合、各所の船舶油、たばこ、酒については税法規定の50%の税率で徴収。その他製品は徴収しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区企業が生産する輸出品は、国の輸出制限品目を除き免除。国内販売製品には規定通り課税。 開発区企業が免税輸入の原材料、部品・付属品、種子で加工した製品を国内販売に回す場合には、それに使用した輸入原材料等につき規定通り徴収。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市内企業が生産する輸出品は、国の輸出制限品目を除き免除。国内販売製品には規定通り課税。 旧市内企業が輸入する原材料、部品・付属品、種子、包装物料で、輸出品の生産に使われる部分は免除。
<ul style="list-style-type: none"> その他 	<ul style="list-style-type: none"> 特別区企業が工商統一税の減免措置を受けた輸入貨物もしくは特別区から内地に入るときは、内地に入る時点で、税法の規定にしたがって納付。投資家個人が特別区から内地に入るときは、合理的数量の範囲内で免除。 特別区企業が商業、交通運送業、サービス業に従事して得た収入については税法に定める税率で納付。銀行・保険業に従事した収入は、3%の税率で徴収。上記企業の設立初期に期間を定めて減免の配慮をする必要がある場合には特別区人民政府が決定。 	<p>同左</p>	<p>同左</p>

(日中合弁企業設立のすべて 日経協)

ある。大連は青島とは都市規模・工業力・港湾能力の優位性など共通する点が多く、東北地区の一大貿易拠点である。

取上げた深圳、上海、天津、大連とも中国の中では外国企業の投資の関心の高い地域である。特に天津、大連については現地調査を実施したので、やや詳しくその投資環境について述べることにする。

2) 天津市投資環境について

(1) 外資導入状況

天津は、ハルビン、チチハルのように大型工業はないが、各種各様の小型工業があり、市発展計画に沿った調整の問題はあるが、反面どのような業種でも合弁可能な特徴をもっている。

ソフト環境整備に努力し、工業規則や優遇策の制定によって、天津企業の投資意欲は高まってきており、本年に入り投資が進み、1988年8月末現在で281件63,135万ドル、うち外資41%、表9-5のような投資状況にある。本年の契約件数は123件（批准は106件）である。14の沿海港湾都市の中で、天津への投資件数は最も多く、中国全体の約1/3を占めている。

表9-5 天津市の外資導入の状況

項 目	件 数	総投資額	うち外資投資額
合 弁	267	61,000万ドル	
合 作	12	2,000万ドル	25,885万ドル
独 資	2	135万ドル	
合 計	281	63,135万ドル	25,885万ドル
香 港	145		13,000万ドル
米 国	33		5,500万ドル
日 本	61		2,700万ドル
シンガポール、イギリス	42		4,685万ドル
そ の 他			

(ヒアリングによる)

外資利用の特徴としては

- ① 工業生産型が多く 197社70%
- ② 外貨バランスの問題は減少しつつあり、70%の企業が50%以上の輸出を行ない、うち20%の企業は 100%の輸出である。
- ③ プロジェクト規模の大型化が増える傾向にある。過去8年間の累計より、本年の投資額は大きい。
- ④ 労働集約型から技術集約型に転換しつつある。

経済技術開発区第1期3kmのうち 3/4は殆ど契約されており、残りの 1/4は C I T I Cの工業区となっている。

(2) 日中合弁・合作の現状

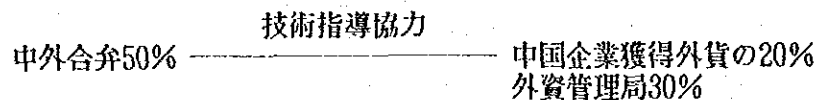
281件のうち、日本との合弁数は61件であり、市内48件、開発区13件である。42社が開業、うち28社は利益を出している。500万ドル以上のものは北方賓館、国際リース、大塚製薬がある。1987年までの販売総額1.15億元、労働者 2,600人、日本人30人となっている。

(3) 外資政策

外資導入に柔軟な対応をとっており、サービス面に力を入れるほかに、投資政策として次のような措置をとっている。

① 外貨バランスがとれない合弁企業に対する支援措置

当初の予定と異なり、外貨バランスがとれない合弁外資企業に、天津市内中国企業に対する技術指導・協力を要請し、その中国企業が輸出外貨を獲得できるようになった場合、獲得外貨を合弁企業50%、外資管理局30%、中国企業20%の割合で3者で配分する。



② 外貨調整センターからの融資

外貨バランスがとれない企業に対し、その事業内容を審査し、外貨調整センターが不足分を融資する。

③ 設備リース支援

投資額が大きく合弁の負担が過大になる恐れのある場合、既存設備のリー

スを行ない、出資額の低減を計る。この事例とし、天津・オーティスエレベーター合弁会社は、天津エレベーターより既存設備をリースして合弁事業を成立させた。

④ 天津政府による出資支援

政府が高く評価するプロジェクトに対しては、政府も出資し、業績の進捗に応じ返済する。セイコーエプソン社との合弁事業は3年間は外貨バランスがとれない事情にあり、総投資額1,050万ドルに対し、出資配分を政府50%、中国企業25%、外貨25%で合弁事業を進めることにした。

⑤ 業種別、機能別団地の形成

開発区内に(a)天津電子儀表局が電子区5万㎡を設定、12工場建設予定 (b)天津経済技術開発会社が輸出加工区4.7万㎡を設定、10~20工場建設予定 (c)天津第一軽工業局・化工局が輸出化工区を検討中。

3) 大連投資環境について

(1) 外資導入の状況

大連市は企業誘致の重点政策をハードインフラとソフトインフラの整備に置き、今日まで努力を傾注して来た。

本年に至り、ハードインフラ整備はほぼ満足すべきレベルに到達し、沿海港湾都市の中では、特にすぐれた投資環境を持つようになってきている。その成果が飛躍的な投資の伸びとなってあらわれており、1988年1~8月だけで55件、1988年投資総額は12,159万ドル、うち外貨側投資額62.4%、7,583万ドルである。本年末までの契約高は、1987年までの累計総投資額を上回る見込みである。傾向としてはプロジェクト規模の大型化、技術レベルの高いものが増えてきている。

表9-6 外資導入状況

年 度	項 目 (件)	投 資 金 額 (万ドル)	外資側投資額 (万ドル)
1984年	18	8,904.00	4,736.00
1985年	37	8,992.00	3,870.00
1986年	25	8,966.00	3,326.00
1987年	31	13,454.00	8,457.00
1988年1～8月	55	12,159.00	7,583.00
合 計	166	52,475.00	27,972.00
うち経済技術 開 発 区	47	23,969.00	12,540.00

資料：大連市提供資料、1988年

表9-7 外資導入生産、非生産別構成

	項 目 数 (件)	項 目 比 率 (%)	投 資 金 額 (万ドル)	投 資 比 率 (%)
生 産 型	125	67	33,179.00	63
非生産型	41	33	19,296.00	37
合 計	166	100	52,475.00	100

資料：大連市提供資料、1988年

(2) 日中合弁・合作の現状

166件のうち、日本との合弁数は51件である。

本年になり、日本の投資は増大しており、本年末までに件数、金額共、第1位になる見込みである。

表9-8 外資導入国別状況

国 名	項 目 数 (件)	項 目 比 率 (%)	資 本 金 額 (万ドル)	資 本 比 率 (%)
香 港	75	45	20,581.00	39
日 本	51	31	14,734.00	28
米 国	11	7	9,902.00	19
そ の 他	29	17	7,258.00	14
合 計	166	100	52,475.00	100

資料：大連市提供資料、1988年

特に日清製油との合弁事業は、3年来の課題であったが、1988年9月契約に至った。青島市と同じく豊かな資源を有する遼寧省、吉林省、黒龍江省を背後に擁しているが、半島の先端という地理的位置にあるため大連市は後背圏との協力を重視し、1987年に東北三省内蒙古交易会を開催、大連と後背圏が係わるプロジェクトの場合、内陸を契約者として参加する方式を採用したことが、内陸各省に歓迎された。日清製油もこの方式により、黒龍江省の大豆が入荷できるようになったことが契約成立の要因である。

大連経済技術開発区の企業の立地件数は96件、うち三資企業59件、国内企業39件である。件数では香港、日本、米国、西ドイツ、イギリス、カナダの順であるが、日本企業は13件で金額は第1位である。

大連市では、日本の投資誘致に重点をおいて行く方針であり、従来設備購入が主であったが、今後合弁を促進する意向である。

今までの投資主要企業には、万宝至モーター大連分公司（マブチモーター^(株)独資）、遼恩公司（エンバ^(株)毛皮）、華青実業公司（長崎貿易^(株)落花生加工）、JMS医療器具有限公司（JMS^(株)医療器具）、大連原田工業有限公司（原田工業^(株)自動車アンテナ）、中国江本有限公司（江本建設^(株)鋼構造建設）、日清製油合弁等があり、本年中にセメント、ガラスについても契約が成立する予定である。

(3) 外資政策

ソフト投資環境の改善には特に力を入れており、その主要点は次のようである。

① 法律面の透明度の向上

投資家の中国投資に対する問題点とし、法律の未整備・内部通達の非公開等のクレームが多い。大連市では、投資前後で疑義が発生しないように法律の透明度の向上に努力している。

② 事務能率の向上

大連市対外経済技術合作管理中心は、市計画委・経済委・経貿委・人事・労働・企画、工商・郵便等8局4委員会からなり、事務の一元化をはかっている。管理中心の会議には市長も参加し、合弁企業の駐在員等とも会議を開

き、具体的問題を迅速に解決して行くようにしている。このような姿勢は、市幹部だけでなく、市民全体の問題でもあるとの認識にたっている。

③ 企業権限の強化、研修の実施

- a. 50企業を選定し、企業自身の輸出権及び外貨使用权の付与を行っている。
- b. 生産責任者の海外研修を促進し、管理・運営・技術の向上。
- c. 生産責任者の権限の一層の強化。

④ 原材料、部品等の価格保証

価格の上昇は大きな社会問題であるが、5年間で解決していく方針である。当面は、行政の努力で、合併に対して優先的に価格を保証していく考えである。

⑤ 天津市との交流

天津市の企業誘致対策は最も進んでおり、投資家に対して柔軟に対応していると評価している。天津市とは投資環境問題につき、絶えず交流している。

4) 投資環境比較結果

比較検討項目とし、都市環境・インフラ整備状況・工業・外資導入状況・開発区・投資優遇策・諸費用を取り上げ、5都市の投資環境の概要を表9-9から9-13に示した。

9.2.3 青島市投資環境について

青島市は全国の15の経済重点都市の一つで、すぐれた港湾を持ち軽工業、紡績工業を主体とした総合的な工業都市である。主な工業には、軽工業、紡績、ゴム、化学工業、電子、計器、機械、冶金、建築材料等がある。

山東省工業総生産額の1/5を占め、山東省貿易発展の中心都市であり、全国五大輸出貿易基地の一つである。

青島市工業は今回の企業アンケート調査、ヒアリング調査結果からも、比較的産業構成上のバランスは良くとれており、各産業のトップレベルの工場は、技術レベルは高い。自然環境にも恵まれ、他都市と比較しても投資環境は遜色はないと判断される。

青島市に関する投資環境改善のコメントとして

(1) 青島市へのアクセス特に国際空港化の早期実現

投資企業はアクセスに大きな関心があり、国際空港化が実現すれば外資企業の投資は促進されるであろう。

(2) ソフトインフラの整備

外国投資企業に対するサービス機能を強化する必要がある。それと平行し、青島市が企業への支援協力措置として、企業間の経営・管理・技術情報の交流を図ること、国際市場情報についての情報センター機能、金融センター機能を強化すること、委託加工、合併・合作会社設立を促進するインターフェース機能を設けて、既存産業と誘致企業との連携を強めること、などが重要と考える。

表9-9 投資環境比較表(1/5)

項目	天津経済技術開発区	大連経済技術開発区	上海市	深圳経済特区	青島経済技術開発区
1. 都市概要	天津市 華北平原の東北部に位置し、渤海に望む。北京から137km	大連市 東北地区の遼東半島に位置し、東は黄海、西は渤海に望む。	上海市 揚子江の河口に位置する。	深圳市 広東省珠江河口に望み、南は香港新界に接する	青島市 山東省東南部黄海に面し、膠州湾を囲む沿岸都市
気候	温帯大陸性モンスーン気候 平均 12℃ 7月 26.4℃ 1月 -4℃	温帯海洋性モンスーン気候 平均 10℃ 最高 7月 36℃ 最低 1月 -16℃	亜熱帯海洋性モンスーン気候 平均 16℃ 7月 28℃ 1月 3℃	亜熱帯海洋性モンスーン気候 平均 22℃ 最高 36.6℃ 最低 1.4℃	温帯季節風気候と海洋性気候 平均 12.2℃ 8月 25℃ 1月 -1.2℃
降水量(年間)	570mm	765mm	1,123mm	1,948mm	702mm
面積	11,305km ²	12,574km ²	11,305km ²	327.5km ²	10,654km ²
人口	319万人	480.8万人	1,232万人	43.5万人	641.2万人
都市人口	579万人(6区)	158.8万人	780万人	19.1万人(市区人口)	129.7万人
農村人口	240万人	322万人	452万人	24.4万人(市区外人口)	511.5万人
労働人口	460.6万人	113.2万人	767.7万人	18.3万人 (但し従業員労働者数)	87.5万人
2. 資源	大港・渤海の石油、銅、鉄の石炭、本市の海塩	農・漁業資源が豊富	特に無し	特に無し	山東省の石油・石炭資源、市の農水産資源
3. インフラ	華北地区の国際貿易の中軸をなし、陸・海・空とも発達している	東北地区の国際貿易の中軸をなし、陸・海・空とも発達している	全国交通の中枢。国際的にも有名な港湾都市	陸・海・空ともに香港に依存	華中地区最大の国際貿易港、陸・海・空とも発達している
交通網	北京・ハルビン・福州・同治・山海関・広東に通じる5本の国道が本市を経由している。外・中・内の3環状道路網がある。京津塘高速道路を建設中	東北地区の国際貿易の中軸をなし、陸・海・空とも発達している	中国北・西・南部の主要都市に通じる5本の国道がある。杭州・南京までの幹線道路を建設中	市内の道路網は完備している。広州までの高速道路を建設中	50をこえる県・市の連絡網、青島-濟南-北京-青島-煙台1級道路の建設、膠州湾岸道路を建設中
道路	北京-瀋陽、北京-上海の幹線鉄道など5本の鉄道が通じている	東北・華北鉄道網と繋がっている	上海-北京、上海-杭州の南北を結ぶ鉄道の起点	広州-九龍(香港)鉄道が通じている。九龍まで32Km。35分	青島-石家荘-大原を結ぶ東西幹線。青島-濟南間の複線化、膠黄線の新設、充石線の完成
鉄道	天津空港は大型空港の一つで国内主要都市および香港への定期便がある	大連空港は国際空港で都心まで20分、国内主要都市および香港、日本への定期便がある	上海空港は中国第二の国際空港。国際線8線、国内線28線	本市北に国際空港建設予定であるが当面香港空港を利用	国内主要都市を結ぶ定期便、香港、日本への国際線も近く開設予定
空港					

表 9-10 投資環境比較表 (2/5)

項目	天津经济技术开发区	大连经济技术开发区	上海市经济技术开发区	深圳经济特区	青岛经济技术开发区
港	天津新港は現在40バース、中国北方の重要国際貿易港。年間吞吐量は1,850万t、コンテナバースは中国最大	中国第三位の大連港は東北地方の貿易港で不凍港の良港、年間吞吐量1987年4,610万t、現在大窩湾に4バース建設中	中国第四位に港灣、1987年吞吐量3,070万t、現在黄島に新港を建設中、第1期完成時1,700ft、第2期完成時4,000万tに達する	赤港に1万t級、蛇口工業区に3,000t級バースがあるが外航は香港利用	中国第四位に港灣、1987年吞吐量3,070万t、現在黄島に新港を建設中、第1期完成時1,700ft、第2期完成時4,000万tに達する
電力	京津塘電力網より給電。電力不足のため7.5次計画で107万kwの新増設をする	東北電力網より給電。和尚島石炭バース付近に35万kw×2基の火力発電所を建設中で、1988年に35万kwが供給開始	華東電力網より給電	広東省電力網および香港より給電。沙角に70万kwの火力発電所建設中で、1987年後半より35万kwの供給開始	青島市に10万kw、黄島区に25万kw(12.5×2基)が稼働中で20万kw×2基を建設中である
通信	16.5万台の電話があり、新規に7万台設置。国際電話(IDD) Telex、Facsimileが可能	4万回線の自動電話交換機が稼働中で、国際電話(IDD)、Telex、Facsimileが可能	国際電話(IDD)、Telex、Facsimileが可能	14,000回線の自動電話交換機を導入し、国際電話(IDD)、Telex、Facsimileが可能	13,000回線の自動電話交換機を導入し、国際電話(IDD)、Telex、Facsimileが可能
4. 産業	中国沿海の重要な工業都市として有数の技術力を持つ。冶金・化学・機械・ゴム・製紙・電子・食品・繊維・薬品等の工業が発達。軽工業の比率が高い。工業企業数は5,831余	中国東北の重要な工業都市。造船・機械・冶金・石油化学・建築材料・紡績・電子等の工業が発達。特に重工業の比率が高い。工業企業数は2,900	中国最大の商工業都市。冶金・化学・造船・電子・紡績・医薬・新金属材料・高分子合成材料・精密機器等の工業が発達。工業企業数は8,500	特区設立以前は農漁村であり、基礎は脆弱であったが、その後合併・合作により、電子・家具・アルミ・紡績・染色・衣料・食品等の工業が発達。工業企業数は575	紡績・ゴム・化学・電子・機械・冶金・建築材料・食品等軽工業が発達している。ビール・紡績は歴史的伝統を有す。工業企業数は2,800
5. 工業生産額 (うち)	300.40億元 (1986)	145.8億元 (1987)	392.7億元 (1985)	23.7億元 (1985)	122.4億元(1985)、182.0億元(1987)
軽工業	163.90億元 (1986)	49.8億元 (1987)	466.9億元 (1985)	19.4億元 (1985)	62.3億元(1985)、94.8億元(1987)
重工業	136.50億元 (1986)	79.4億元 (1987)	369.4億元 (1985)	4.1億元 (1985)	36.9億元(1985)、62.0億元(1987)
総工業	47.60億元 (1986)	17.1億元 (1987)	60.4億元 (1985)	0.1億元 (1985)	23.2億元(1985)、25.2億元(1987)
6. 平均収入	職工 1,380元/年(1986) 農民 635元/年(1986)	職工 1,344元/年(1985) 農民 806元/年(1985)	職工 1,935元/年(1985) 農民 750元/年(1985)	職工 1,148元(1985)、1,519元(1987) 農民 567元(1985)	職工 1,148元(1985)、1,519元(1987) 農民 567元(1985)
7. 外資導入状況	1979~1988年の合併・合作・補償貿易・リース等での直接外資利用額は512百万ドル、合併契約数は205件、外国からの投資額236百万ドル。閉業したもの115社	1988年8月までの外資利用・技術導入契約額は52.5百万ドル、件数166件。そのうち開闢区24百万ドル、47件	1987年6月までの外資導入契約件数は20億ドル、うち直接投資は18億ドル。合併・合作案件は269件、うち開業したもの116件	1985年未までの合併・合作・加工貿易・リースなどでの外資導入契約額は3,091百万ドル。実際投資額は、850百万ドル。1987年5月現在の開業済みの合併・合作企業数は280社	1987年未までの外資契約件数は17社、うち8社は操業中、外資導入契約額は4,500百万ドル、内合併案件数36件、うち操業中18社

表 9-11 投資環境比較表 (3/5)

項目	天津市経済技術開発区	大連市経済技術開発区	上海市闵行経済技術開発区	深圳経済特区	青島経済技術開発区
U. 開発区・経済特区 1. 概位	天津市東部50km、天津港と塘沽区に隣接している。周辺地域には油田・塩田等天然資源に富んでいる 計画用地は33km ² 第一期工事は4.5km ² (CITIC用地0.7km ² 含む)120~150社の企業を誘致。'90年完成予定。全工事は2,000年までに完成する	大連市北東33km、金県馬橋子村一帯。西は大連港、東は小窯湾に接する 計画用地は20km ² うち第一期工事は5km ² (工業区3km ² 居住区2km ²) 100工場を誘致する。インフラは'90年完成予定、馬橋子村に4万m ² の住宅建設予定	上海市南西部黄浦江上流、市中心部から30km闵行新工業区内の一部地に商業・観光事業を目的とする虹橋開発区がある 計画用地は2.13km ² うち50%が工場用地、6%が倉庫用地、25%が緑地帯	深圳市の南部一帯。東は大鵬湾、西は珠江河口に連なり、南は香港新界に接する。経済特区管理線内の地域を指す 開発用地は110km ² 地理的位置と諸条件・外資奨励策種により、3地区-18区域に分け、工業・商業・観光・住宅などの分野に誘致	膠州湾西岸黄島島の薛家島西部にある。青島市街区との海岸線は4.2kmである 計画用地は15km ² 第一期工事は4km ² 、第二期4km ² 、第三期7km ² 、2,000年までに完成する技術集約型・知識集約型・先端技術型工業と科学研究機関を主として建設する。人口規模10万人、企業~400社誘致を目標
生活環境	開発区内の生活区にショッピングセンター・文化娯楽センター・外用人用マンション・工業区内のサービスセンターには給食工場・託児所・診療所が設けられる	開発区内に生活区・観光区・公園・サービス施設・スポーツセンター・科学文化センター・ホテル等が設けられる。外国人用および中国人用職員住宅を建設中	開発区内に生活サービス施設として食堂・喫茶店・商店・ホテル・文化娯楽施設を設ける。開発区の近郊に中国人用職員アパート6階建4棟が建設されている。将来外国人用マンションも建設される	経済特区内にはホテル・スーパーマーケット・遊園地・ゴルフ場・大学・病院などがあ建っているが外国人用のものは少ない。外国製生活用品の入手が比較的容易	高層オフィスビル・ホテル・熱・ガス供給施設・通信施設・汚水処理施設・生活基地が建設されている
2. インフラ 交通網	天津市中心から放射状に14本、3本の環状道路が通じている。現在建設中の京津塘高速道路が開発区を通る。天津新港まで3km、空港まで36km。鉄道も利用可能	開発区は既存の3本の道路と国道の新設で市内より30分。大連空港までの高速道路30kmを建設中。瀋大線鉄道の金州駅まで6kmであり、大連港まで1海里。区内の幹線道路は幅50mその他は30m	市内交通には遠関幹線道路が通じている。上海空港まで27km。区内を新鉄線支線が通じ、上海-杭州線に繋がっている。区内の幹線道路は幅30m	広深高速道路、広深鉄道(複線)が通じている。海運も内外各地の航路が開通。広州白雲空港香港空港利用可能	前湾新港を建設中。青島旧市街区とはフェリー定期便が運航。青島新港の新設工事。湾岸道路の建設。流亭空港を結ぶコリドーの建設。流亭空港を結ぶコリドーの建設。流亭空港を結ぶコリドーの建設。
用水	延べ4.4kmの地下配管を敷設。滄河を水源とする淡水13万t/日を給水	碧流河ダム(容量9億t)より大連新港までの送水パイプラインにより給水。能力5万t/日の浄水場が完成	径1,000mmのメインパイプと径200~500mmの廃水パイプを埋設してある。闵行海水場より給水	珠江支流の東江及び特区内5ヶ所ダムより22万t/日を給水	第一期3万t/日、第二期で膠州湾にダムを建設12万t/日にする計画
電力	天津市内の発電所(総容量130万kW)は京津塘電力網に連系運	東北電力網より大連に供給中の電力を利用、和尚島電力かの電力を利用。給電量は充分	津東電力網から上海に供給中の電力を利用。給電量は充分	広東電力網及び香港より給電供給量は充分	'90年までに現在の35万kWを75万kWにする。第三期計画とし

表 9-12 投資環境比較表 (4/5)

項目	天津市經濟技術開發区	大连市經濟技術開發区	上海市闵行經濟技術開發区	深圳經濟特區	青島經濟技術開發区
通信	用しており、ここから給電する。87年内に区内専用発電所を建設する。 デジタル電話交換器(2,250回線)がある。国際電話、Telex、Facs利用可	らの給電となる デジタル電話交換器(10,000回線)を導入済み、国際電話、Telex、Facs利用可	上海電話局のサービスを国際電話、Telex、Facs利用可	デジタル電話交換器(14,000回線)国際電話、Telex、Facs利用可	30万kw×2基の建設準備を進めている 郵便電話総合ビル(2,000m ²)を建設し自動電話交換器(2,000回線)を導入、最終50,000回線
3. 誘致産業	各種輸出メーカー。先進技術かつ輸入代替型のメーカー 建材・食品加工・日用消費財・機械電気製品・精密化学工業製品・医療保健製品・電子製品	各種輸出メーカー。先進技術かつ輸入代替型のメーカー 石油加工製品・電子・計器・精密・機械・精密・冶金・ソフトウェア・ケミカル・新薬材・軽工業・紡織・食品・飲料	各種輸出メーカー。先進技術かつ輸入代替型のメーカー 機械電気製品・測定分析機器・電子機器・医薬医療機器・軽工業・建築材料・新薬業技術	各種輸出メーカー。先進技術メーカー。サービス産業 電子工業・石油化学工業・軽工業・食品加工・紡織・衣料・建築材料・機械・飼料	各種輸出メーカー。先進技術かつ輸入代替型のメーカー。 紡織服装・食品加工・ゴム加工・電子計器・機械・建築材料等の業種、エネルギー・交通・通信等弱体部分の改造
4. 投資優遇策	①所得税(地方税を含む)の減免 生産性企業 15% ②輸出製品に対する工商統一税の免除 ③再輸出設備・原材料・部品輸入手続きの簡素化及び輸入税・工商統一税の免除 ④土地代の優遇 ⑤水・電気・輸送・通信施設の優遇使用 ⑥経営自主権 ⑦労働保健・福利費用の減免 ⑧固定資産の割増し減価償却 ⑨運転資金の銀行融資 ⑩外貨バランスの調整 ⑪土地使用年限	同 左	同 左	①所得税の減免 生産性、非生産性企業15% 輸出企業 10% 地方税の免除 ②~⑩同 左 ⑪同 左	天津、大連、上海經濟技術開發区と同じ 天津經濟技術開發区と同じ
5. 諸費用	水 0.35元/m ³ 工業用水 0.42元/m ³ 飲料水 70元/50mm/月~800元/150mm/月(下水パイプの太さによる)	0.22元/t 0.13元/t	0.132元/t (水道水) 0.12元/t	0.27元/t 0.18~0.24元/t	0.40元/t 0.13元/t 埋容量250元/t・日

表9-13 投資環境比較表 (5/5)

項目	天津市經濟技術開發区	大连市經濟技術開發区	上海市闵行經濟技術開發区	深圳經濟特区	青島經濟技術区
電力	315KV以下 0.21-0.23元/kwh 316-1,000KV 0.20-0.22元/kwh 1,000KV以上 0.18-0.22元/kwh	使用量の85% 0.08-0.09元/kwh " の15% 0.24-0.25元/kwh	1,000未満 0.102元/kwh 1,000-10,000 0.0996元/kwh 23,000-35,000 0.096元/kwh	0.12元 (HK\$0.50)/kwh (香港ドル建支払いが多い)	送電線動力 0.17元/kwh 大正 1,000-10,000 0.136/kwh 動力 35,000以上 0.118/kwh 電費 380V/220V 170元/1,000VA 10,000V 130元/1,000VA 熱使用料100万カロリー/h ~43.7元(石炭価額換算)
ガス	LNG 1,763元/m ³	LPG 0.237元/m ³	LPG 0.556元/kg		
石油	1,320元/t	1,110元/t	0.93元/t		
土地代 (土地使用費+土地開発費)	工場倉庫用地 US\$ 3.77/m ² /年 生活用地 US\$ 2.43/m ² /年 (一括払い可)	生産性企業 87年 5.4~6.3元/m ² /年 88年以降 6~7元/m ² /年 先進技術企業、製品の70%以上の輸出企業は1.0~1.3元/m ² /年	①土地使用費 3~9元/m ² /年 輸出企業・先進技術企業は企業設立後3年以内は徴収免除、4年目より1.5元/m ² /年。90年以前に進出の企業については徴収免除 ②土地開発費 US\$3.00~3.50/m ² 使用期限20年以内の一括前払いの場合 US\$ 32.43/m ² /年 4階建工場建物を購入した場合 US\$32.43/m ²	土地使用費 10~30元/m ² /年 (土地開発費は徴収しない) 3年毎に30%以内の調整がある 特別先進技術プロジェクトは	工場・倉庫 5.8~8.8元/m ² /年 商業・サービス業 8.0~9.0元/m ² /年
工場建物	賃賃料 US\$ 2.00/m ² /月 標準型、土地代も含む 購入価額 US\$ 160-200m ²	賃賃料 9.12-9.70元/m ² /年 標準型、土地代も含む 購入価額 468-497元/m ²	賃賃料 US\$ 23.0~28.4元/m ² /年 87年価額、土地代も含む 購入価額 US\$ 145.5元/m ² /年 87年価額、土地代を含まず	賃賃料 HK\$ 21.8元/m ² /月 購入価額 HK\$ 1,225元/m ²	筋コンクリートフレーム造 ~5元/m ² /月 鉄コンクリート造 4元/m ² /月 土地代含まず
労務費 (一般労働者)	平均賃金 200~300元/月 賃金手取額 60% 住宅準備金 20% 退職養老年金 12% 健康保険 5% 失業保険 3% ボーナス含む	賃金手取額は同種国営企業の120%以上 労働保険 手取額の20% 医療福利費 " の17% 手当て: 住宅・交通・石炭等で一人月50元 (輸出企業・先進技術企業は25元)	賃金手取額 150~200元 健康 100~150元 労働保険 手取額の30% 健康保険 " 10% 失業保険 " 1% 医療福利費は上海国営企業の規定に準じる	平均賃金 340元 賃金手取額 70% 労働保険と国の諸手当 25% 福利費補助(企業内留保) 5% 諸手当では香港ドル払いが多い ボーナス 年一回、賃金一ヶ月分	同種国営企業平均賃金の120%以上別途年金・失業保険・住宅補助金を納入する 賃金総額 3,000~3,500元/人・年

資料: 各市開発区投資案内、1987年中国年鑑、1985年城市統計年鑑、各市外資投資実施細則

天津、大连市提供資料、ヒヤリング結果を加工

9.3 投資奨励策の提案

前節までの検討により、中国の国際的な投資環境条件の優位性は、5.1の日本企業の中国進出意向調査結果の「これからの海外進出先として、中国が他の国よりも優位にある」ことを左証するものであり、青島輸出加工区の国際的な位置についても上の評価と同様に、アジア諸国の中では上位レベルの立地条件をもつものと理解される。また中国国内の他地区との立地環境の比較では、青島輸出加工区にいくつかの問題点が見られるが、それらを克服して他地区に劣らない投資環境を整えるための優遇措置のあり方を検討する。この優遇措置は、次節で検討する企業誘致体制と共に日本を初めとする海外直接投資の流れ—（先進工業国→アジアNIES→ASEAN諸国→中国）—をうまく青島輸出加工区に誘因するための重要施策となるものである。

9.3.1 青島における現行の投資優遇措置

青島は沿岸開放都市の1つであり、輸出振興と先進技術導入を最重点課題としており、これらに該当する企業、とわりけ外国企業の誘致にターゲットを絞っている。その外国企業の投資に対しては、税制、金融、土地使用料、補助金、労務、企業組織、諸手続等の各面で、以下のようなインセンティブが供与されている。

(I) 税制面の優遇

(i) 企業所得税の減免

国の規定による企業所得税減免期間の満了後、当年度の製品の輸出比率が70%を越えた製品輸出企業は、現行税率の半分に企業所得税を減額する（税率5%）。また、経済技術開発区に立地した製品輸出企業及び先進技術企業の企業所得税率は10%とする（通常は30%）。

国の規定による企業所得税減免期間の満了後も先進技術企業の場合には、企業所得税の半額納付を3年間延長。

分配利益を中国内に再投資した企業（製品輸出企業及び先進技術企業）は、その投資部分の企業所得税を全額還付する（但し、経営期間5年以上の企業）。

(ii) 地方所得税の減免

製品輸出企業、先進技術企業は地方所得税を10年間免除する（通常は10%）。

(iii) 利益送金税の免除

製品輸出企業、先進技術企業及び経済技術開発区の中外合資企業の外国側経営者が利潤を国外に為替で送る場合は無税とする（通常は10%）。

(iv) 輸出・入関税の免除

投入する原料・機械・部品・資材・自家用交通道具等、及び輸出品の輸出・入関税、及び輸出・入商工統一税を免除する（国が制限する輸出製品を除く）。

(v) 個人所得税の減免

外資企業の外国籍の人の給料所得に対する税額は、国の規定する半分を徴収する。

(2) 金 融

製品輸出企業及び先進技術企業に対しては、以下のような金融面からのインセンティブが供与される。

(i) 優先貸付

短期回転資金及びその他不可欠な融資に対して、優先的に貸付ける（要中国銀行への資本金の振込み）。

(ii) 人民元貸付

外資企業は自ら保有する外資を担保に、手続きをとって人民元を貸付けができる。

(3) 青島経済技術開発区の諸費用標準

表9-14~15の通りである。

(4) 補助金の免除

製品輸出企業及び先進技術企業は、国家规定に基づいて支払あるいは受け取る、中国人労働者の労働保険、福利費用、住宅補助金を除き、従業員に対するその他各種補助金の国家に対する納付を免除する。

(5) 便宜供与

(i) ユーティリティ等の優先提供

製品輸出企業及び先進技術企業に対しては、用水・電気・輸送・通信施設を優先的に提供し、また、地元国営企業の料金基準で料金を計算・徴収する。

(ii) 出入国の手続

商用の外国人の出入国の手続は簡素化する。

(iii) 原材料調達の支援

輸出企業は、必要とする原材料を市の材料部から供給又は斡旋を受けることができ、また、企業自らが輸入することもできる。

表9-14 青島経済技術開発区の諸費用標準(1/2)

(1) 用地

① 土地使用代

土地使用代と用地開発代の合計である。

年度で払込みの場合、次の通り。(単位: RMB¥/1年・M²)

(1) 工業倉庫用地	5.80元～8.80元
(2) 商業、飲食サービス業、観光建築用地	8.00元～9.00元
(3) 分譲住宅、オフィスビル用地	6元
(4) 別荘用地	11.00元～14.00元
(5) 露天遊園地用地	1.40元～2.40元

② 一括で払込みの場合、次の通り。

土地使用代 = 一括払込み場合の用地開発代
+ 契約期間累積計算の土地使用代

③ 土地使用代、用地開発代及び上述の土地使用代は、土地使用者から開発区不動産公司(房地產公司)に払込む。契約後の12ヶ月以内に払込みが済めば、利息を取らない。

12ヶ月を超え、払込みが済まない場合、未払い部分は銀行運用資金貸付利率で利息を支払う。

④ 1987年、1988年、開発区で企業を設立する場合はそれぞれ4年、3年の土地使用代免除の優遇を与える。

⑤ 指定地域で、自己投資で、インフラ建設・企業設立を行う場合、用地開発費と15年間の土地使用代を免除する。

⑥ 開発区で、文化教育・医療衛生・社会事業などの非営利目的事業項目の用地は、すべて土地使用代を免除する。

⑦ 1990年以前に、開発区で投資・創業を行う場合、1990年まで20%の用地開発代を免除する。

⑧ 一括で用地開発代を払込む土地使用者は、用地契約の有効期間内は、用地開発代が調節される場合でもその影響は受けない。

⑨ 開発区の土地使用者が土地使用代・用地開発代・土地使用代を払込む期間について、用地契約の規定使用開始時期から年ごと計算を行い払込む。半年～1年の間の場合、半年として払込み、半年未満の場合、免除する。土地使用代を調節する場合は、一括払込み者は影響を受けない。また年度払込み者は調節年度から新標準で払い込む。

資料: 協調組提供資料、1988年

表9-15 青島経済技術開発区の諸費用標準 (2/2)

(2) 水

開発区は国家の水質標準に基づき水を提供する。水の価格及び増容費**は旧市区の費用標準で計算する。

現行価格は次の通り。(1 M³の水は1トンである)

工業用水	0.40元/1 M ³
生活用水	0.13元/1 M ³
増容費**	250元/1日・M ³

(3) 熱

開発区は集中方式で熱を提供する。価格の計算方法は2種あり、即ち1時間ごと1トンの水蒸気の場合、1ヶ月で4500元。或は1時間ごと100万カロリーの場合、1ヶ月で6000元。

現行の価格は次の通り。

1トンの水蒸気	26.20元
100万カロリー	43.70元

以上の標準は石炭の統制価格に基づき計算したものであり、石炭は非統制価格の場合別の追加費がある。

(4) 電気

開発区の電気価格は、旧市区と同様の価格で計算する。

現行価格は次の通り。

- ① 普通工業電気価格 0.17元/1時間・KW
- ② 大工業電気価格

使用料金：(1) 1000V~10,000V	0.136元/1時間・KW
(2) 35,000V以上	0.118元/1時間・KW
- ③ 各級電圧追加費(増容費)**

380V/220V	170元/1000VA
10,000V	130元/1000VA

** 増容費は通常の使用量を上回る水、或は電気使用に係る追加費用を指す

資料：協調組提供資料、1988年

(6) 経営の自由裁量など

外資系企業は、以下のような経営自主権・諸手続の簡素化などが供与される。

(i) 輸出の許可

企業は自主的に輸出してよい（年間輸出計画に基づき半年ごとに要認可申請）。

(ii) 生産・経営計画の自主権

企業自ら生産計画・経営計画を定め、資金調達・生産手段購入・製品販売の権限を有し、また、賃金基準・資金形態・報酬・手当制度を決める権限を有する。

(iii) 労務の自主権

従業員の招へい・募集・解雇・免職の自主性を認める。（但し、労働人事部門への要届出）

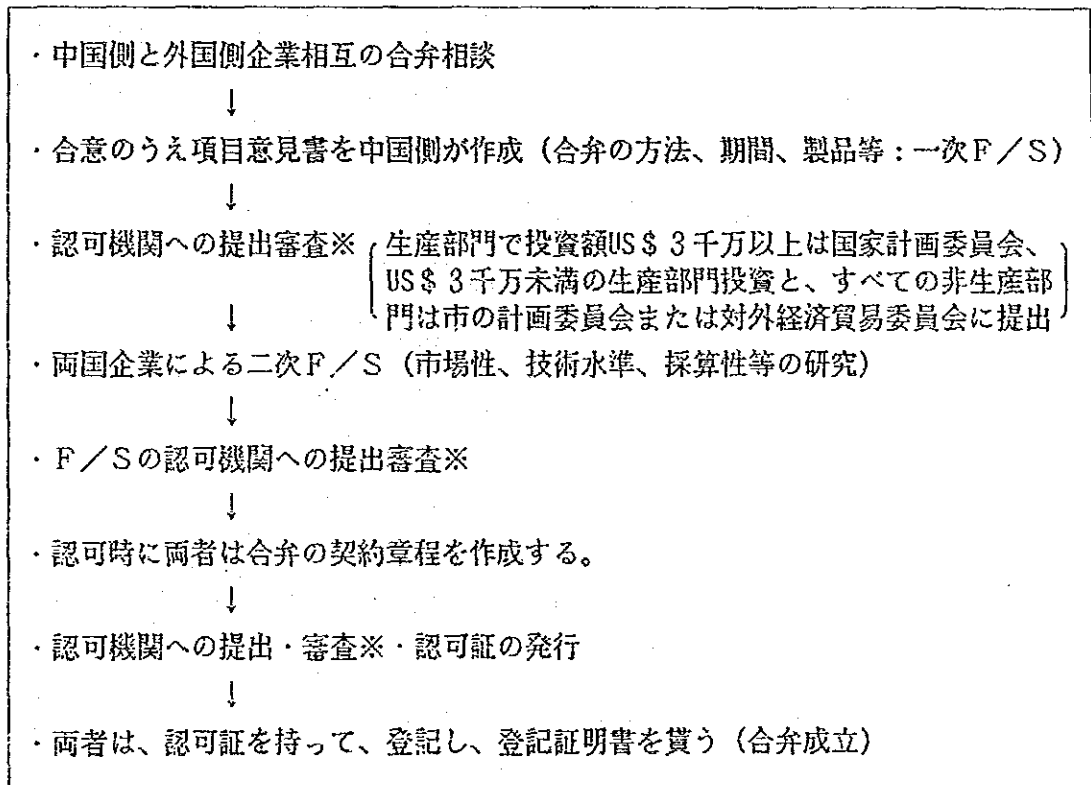
(iv) 費用徴収の拒否権

不当な費用や公証以外の租税徴収に対しては、その納入を拒否できる。

(V) 投資事務手続きの迅速化

投資手続は、市内、技術開発区ともほぼ同様である。その手順は以下の通りである。

このうち※印の3回の審査は、いずれも1週間以内に行う。



9.3.2 費用的側面での優遇措置のあり方

(I) 青島輸出加工区と国内外競合地域との比較

ここでは、先に求められた立地適正業種のうち代表業種をモデルとして、競合地区である深||、天津、大連、上海等の中国国内他地区および台湾・日本と青島輸出加工区とについて、“比較生産費分析”により青島地区の投資環境上の問題点を明らかにし、対応方向を考察する。

1) 前提条件

輸出加工区に立地を想定するモデル工場は、将来的には国産化を推進すべき基本として「モーターバイク」とする。モデル工場は、地域のコスト要素を明らかにするため、ここではノックダウン方式の組立工場で、本社は日本をモデルとする。

その他の工場諸元は次の通りである。

- ・敷地面積 20ha
- ・従業員 中国 1,400人、台湾 1,100人、日本 800人
- ・年間生産額 600億円（日本円ベース）
- ・生産品目・量 バイク50～125cc 40万台/年
(1台当平均) 80kg、単位製品価格15万円、製品重量3.2万t
- ・搬出入先 製品 100%日本の集積港へ（清水港又は秋田港）
部品 100%日本から（静岡県磐田市）
- ・比較地区 ① 青島経済技術開発区
② 天津経済技術開発区
③ 大連経済技術開発区
④ 上海閘行経済技術開発区
⑤ 深圳経済特区
⑥ 台湾かタイ
⑦ 日本、秋田県横手市（日本の地方立地）
- ・変動コスト ① 輸送費
② ユーティリティ
③ 用地代

④ 労務費

⑤ 租 税

・資産（土地別途）○ 建 物 70年㎡（日本）30億円（中国1/5・台湾1/3）

○ 器械・設備等 20億円

○ 流動資産 10億円

・負債

○ 自己資本 10億円

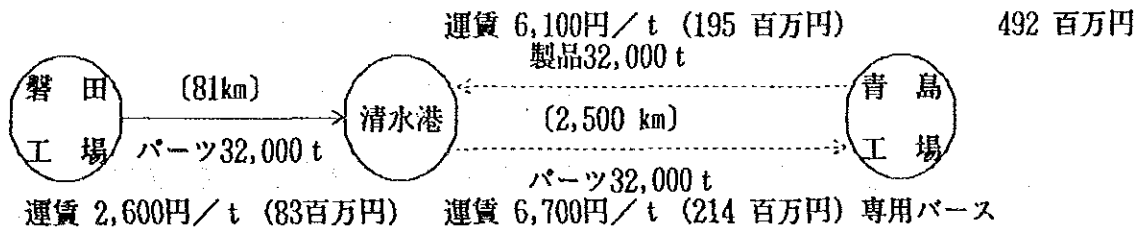
○ 借入金 資金合計から自己資金、助成費を差引いた額

2) 比較指標の想定

比較対象の7地区の変動コストの想定は次の通りである。

(i) 輸送費

① 青島工場



② 天津工場：港の背後地に工場を想定

492 百万円

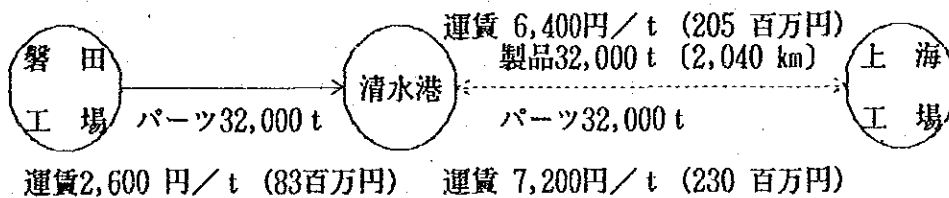
運賃は①と同じ

③ 大連工場：同 上

492 百万円

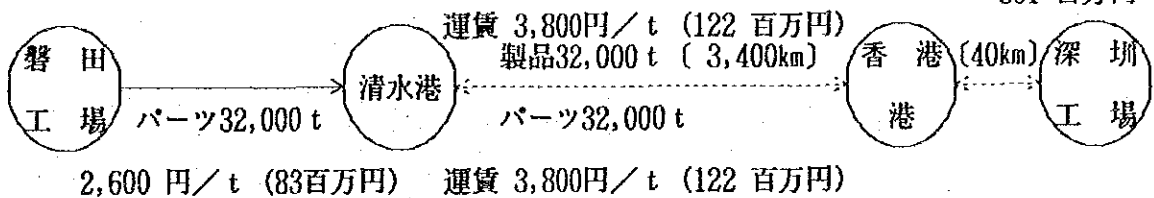
④ 上海工場：港の背後地に工場想定

578 百万円

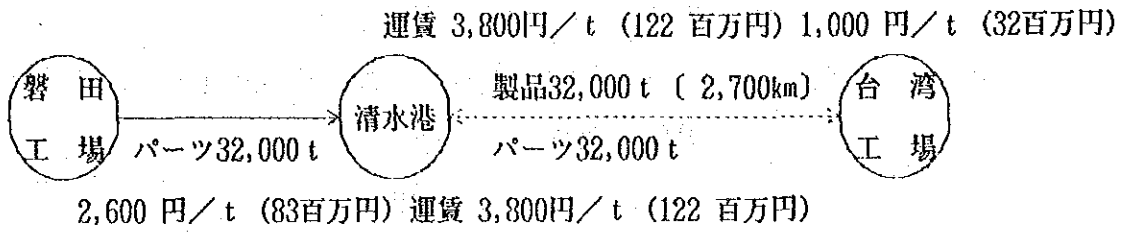


⑤ 深圳工場（港の背後に工場を想定）

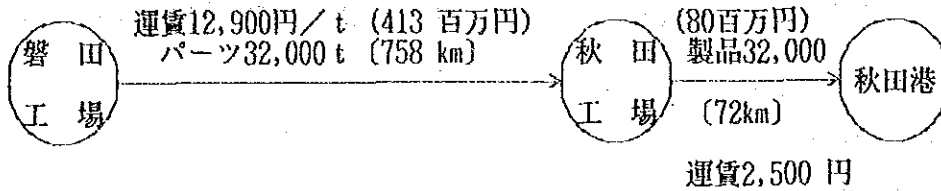
391 百万円



⑥ 台湾工場 (港の背後地に工場を想定) 高雄臨海部 327 百万円



⑦ 秋田工場 493 百万円



(ii) その他コスト単価

表9-16 各地の変動コスト

地区	用水	電力	土地代	労務費	租 税
	元/m ³ 円/m ³	元/kwh 円/kwh	元/m ² /年 円/m ² /年	元/h/年	法人税 10%
①青島工場	0.20 (7.2)	0.118(4.2)	8.8×0.6 (190)	3,550(12.8)	家屋税 原価の 1.2%
②天津工場	0.35(12.6)	0.18 (6.5)	13.5(486)	3,600(13.0)	同 上
③大連工場	0.22 (7.9)	0.09 (3.2)	7 (252)	3,500(12.6)	同 上
④上海工場	0.132(4.8)	0.096(3.5)	9 (324)	3,700(13.3)	同 上
⑤深圳工場	0.27 (9.7)	0.12 (4.3)	30(1,080)	4,400(15.8)	同 上
⑥台湾工場	※ 0.46(16.6)	※ 0.32(11.5)	9 (324)	20,450(73.6)	法人税 18% 家屋税 時価 3%
⑦秋田工場	0.57 (20円/m ³)	0.51 (18円/kwh)	10 (360) (購入金利)	119,140 (417万円)	法人税 59% 固定資産税 1.4%

備 考 ※中国の最高値と日本の中間値

@36円/元

3) 比較生産費分析

以上の前提条件をもとに各蓄工場の利益率の比較を行うと次の通りである。ここでは標準的な工場を秋田工場とし、「中小企業の前価指標88年版」を参照に原価・利益構成を設定し、利益率の変化を比較した。

その結果は表9-17の通りである。

売上利益率、売上純利益率とも①大連工場がトップで、次いで②青島、③上海、④深圳、⑤天津、⑥台湾、⑦秋田の順である。ただし、1位から5位までの中国内工場の純利益は5,280～5,140百万円の範囲にあり、大きな差はない。

(百万円)

表9-17 モデル工場による比較生産費分析(バイク)

項目	① 青島工場	② 天津工場	③ 大連工場	④ 上海工場	⑤ 深工場	⑥ 台湾工場	⑦ 秋田工場	備考	
I 貸借対照表 ○ 資産・建物・機械・流動資産 (計) ○ 負債・自己資金・借入金	600 2,000 1,000 (3,600) 1,000 2,600	600 2,000 1,000 (3,600) 1,000 2,600	600 2,000 1,000 (3,600) 1,000 2,600	600 2,000 1,000 (3,600) 1,000 2,600	600 2,000 1,000 (3,600) 1,000 2,600	600 2,000 1,000 (4,000) 1,000 3,000	600 2,000 1,000 (6,000) 1,000 5,000	600 2,000 1,000 (6,000) 1,000 5,000	資本金5億円 その他5億円
II 損益計算書 ○ 製造原価 人件費 ・ パーツ ・ 土地* ・ 用水** ・ 電力** ・ 輸送費* ・ 貸借費 ・ その他売上 (計) ○ 管理費 ○ 租税 ○ 金利息 費用合計	万円 1,400×12 179 39,218 20km×17km 38 ×7.2 4 151 492 186 7,441 (47,709) 6,300 330×1.22 4 148 54,161	×13.0 182 39,218 97 486 ×12.6 6 ×6.5 234 492 186 7,441 (47,156) 6,300 ×1.7% 4 148 54,308	×12.6 176 39,218 50 252 ×7.6 4 ×3.2 115 492 186 7,441 (47,682) 6,300 ×1.2% 4 148 54,134	×13.3 186 39,218 65 324 ×4.8 2 ×3.5 126 518 186 7,441 (47,742) 6,300 ×1.8% 4 148 54,194	×15.8 221 35,218 216 1080 ×9.7 5 ×4.3 391 518 186 7,441 (47,833) 6,300 ×1.2% 4 148 54,185	人 万円 1,100 810 ×73.6 39,218 ×324 65 ×16.6 8 ×11.5 414 327 214 7,441 (48,487) 6,300 連550 17 ×3% 171 54,975	人 万円 800 3,336 ×417 39,218 ×360 42 ×20 10 ×18 648 493 357 7,441 (51,575) 6,300 40 285 58,200	費用合計の) ※ 73.1% } 同上 115% } 貸借費用 1/円 費用合計の11.4% } 20年間費用 } 利率10% } 借入金×0.057	
生産額(売上) 利益(税込) 法人税 純利益	60,000 5,839 584 5,255	60,000 5,692 569 5,123	60,000 5,866 587 5,279	60,000 5,806 581 5,225	60,000 5,715 572 5,143	60,000 5,025 905 4,120	60,000 1,800 1,054 746	標準利益(税込)	
III 比較指標 売上利益率(%) 売上純利益率(%)	② 9.7 ② 8.8	⑤ 9.5 ⑤ 8.5	① 9.8 ① 8.8	③ 9.7 ③ 8.7	④ 9.5 ④ 8.6	⑥ 8.4 ⑥ 6.8	⑦ 3.0 ⑦ 1.2	利益÷売上 純利益÷売上	

資料：中小企業の原価指標

青島工場より有利な条件にある大連工場と比較すると、青島地区のコストが高くなっているのは、

人件費単価：（青 島）12.8万円/人 > 12.6万円/人（大連）

電力単価*：（青 島）4.2 円/m² > 3.2 円/m²（大連）

であり、とくに電力単価の格差が利益差に結びついている。

全体的にコスト要因を引き下げ的过程中で、とくに発電所運営による電力コスト低減を図ることが望まれる。

(2) 考 察

比較指標として取り上げた売上利益率、売上げ純利益率を見ると、青島を含めた中国国内の5地区については大きな差異はみられない。一方、国際的な比較では台湾の指標が中国5地区より多少、低く、日本のそれは大幅に低くなっている。今回の分析が、部品、製品の流れを含め、多くの仮定で成り立っている事を考慮すれば、上記の結果は下記のように分析する事が妥当と判断される。

① 青島は費用面では国内他地区とほぼ同等の競争力を持つ。

② 中国の各地区は台湾、日本にくらべて生産費が低く、費用面からの中国への外資投資の動機が裏付けられる。

但し、青島は他地区と異なり、日本からの直行便がないため、往復とも中継地で最低1泊する必要がある、投資家を含む外資側スタッフの時間価値を考慮に入れる必要と思われる。

9.4 企業誘致促進策の提案

中国は、客観条件の点で国際的に投資誘引の潜在力が強いと判断されるが、この潜在力を活かすには、適切な政策措置と投資を誘致するための主体的な努力が不可欠である。投資誘致促進の施策としては、前述の優遇措置の強化・充実とともに、活発な誘致活動の展開がなければならない。又、企業誘致促進のためには、原材料供給体制や地域工業の技術力高度化等の外資の受入れ基盤の整備も重要である。

以下では、企業誘致のプロモーション活動と、受入れ基盤の方向に分け提案を行う。

9.4.1 企業誘致のプロモーション活動の方向

1) 誘致の留意点

(1) 日本企業の対中投資に関する意向

日本企業誘致にあたっては、前節5.2.1(176頁)に述べられている企業からみた対中投資に関する問題提起を十分留意する必要がある。

日本企業アンケートによる青島地区への投資意向の内容を整理すると次の通りである(表9-18)。

- i) 望ましい投資形態は「合弁会社」が最も多いが、それ以外にも「委託加工」、「100%子会社」、「技術提携」等多様なニーズがあり、これらへの対応が必要である。
- ii) 投資事業の進め方は、「関係団体を通して」が中心であるが、「商社を通して」や「単独で」等もあり、各々への対応が必要である。
- iii) 投資環境情報については、「工業開発計画情報」、「セミナー等への参加」、「技術交流・投資訪中国参加」等への関心が多くあり、いずれの情報提供事業も必要であろう。

表9-18 日本企業の青島地区への投資意向

i) 青島地区での投資形態

合計	合弁会社	合作会社	100%子会社	委託加工生産	補償貿易	技術提携	その他	不明
178 100.0	88 49.4	17 9.6	50 28.1	76 42.7	9 5.1	50 28.1	4 2.2	5 2.8

上段：実数、下段：比率（%）

ii) 青島地区での投資事業の進め方

合計	単独で進める、進めたい	現地情報を持つ団体等を通して	商社等に仲介してもらう	その他	不明
178 100.0	25 14.0	104 58.4	65 36.5	10 5.6	8 4.5

上段：実数、下段：比率（%）

iii) 青島市工業生産・投資環境に関する情報への関心

合計	セミナー等への関心がある	技術交流等への関心がある	工業開発計画等に対する関心がある	その他	不明
1235 100.0	241 19.5	213 17.2	389 31.5	27 2.2	717 58.1

上段：実数、下段：比率（%）

(2) 諸外国の日本における企業誘致活動状況

昭和60年以降の円高の影響を受け、日本企業の海外進出が多くなっているのは前述の通りであるが、受入れ側においても日本企業誘致プロモーション活動を活発に行っている。各国・地域は表9-19に示す通り、国又は州レベルの開発担当部門や商工会議所の在日事務所を設置し、ここを拠点として積極的な活動を展開している。

米国・英国・西独等の先進国は地方自治権が強いのを反映して、州・地方の機関が多く、アジアNIES等は国の機関である。中国は、国の投資会社に加え、天津市及び上海市の東京事務所が開設されている。これらの在日事務所は独力で、

あるいは日本の以下の関係諸機関との共催による投資セミナー等の支援を受けつつ、企業誘致活動を行っている。

- ・日本貿易振興会（ジェトロ）
- ・中小企業事業団
- ・日中経済協会
- ・日本商工会議所
- ・日本経済団体連合会（経団連）
- ・日本プラント協会
- ・日本立地センター
- ・その他（都市銀行、国際機関東京事務所等）

このうち、ジェトロ、中小企業事業団、日本立地センターの活動内容を概観すると次の通りである。

① 日本貿易振興会（ジェトロ）

ジェトロは、通産省の関係団体であり、日本製品の海外輸出振興を主たる業務としていたが、近年は本来の輸出入促進のほか、日本企業の海外投資支援事業を行っている。その相談窓口は、一般的には情報サービス部投資交流課であるが、中国については特別に海外調査部中国チームが担当している。

担当官へのヒアリングによると、ジェトロと諸外国との共催による投資セミナーは、年間40～50件で、概ね次の如き内容で行われている。

- ・案内状送付対象と出席率；海外投資に興味のある（相談に来たことのある）企業。一般的には中堅以上の2,000社程度で、出席率は2～3%、50～60企業。
- ・一般公告；日刊のジェトロ発行誌「通商弘報」に投資セミナー開催の公告を行う（表9-20）。
- ・開催地；東京が中心であるが、地方を含め数ヶ所の場合もある。
- ・会場；各々な場所（ジェトロ内で行う場合もある）。
- ・参加会費；無料が多い。
- ・費用構成；会場費、案内状作成費・送付代、資料作成費、講

師謝金・交通費、同時通訳代、レザプション費用、
その他等（経費はこれらの内容如何）

- ・ 申込手続 ; 相手国の公的機関の申し込みに基づき対応する。
- ・ その他 ; (海外) 投資・技術交流案件ニュースの発行、海外投資誘致機関ガイドの作成。

表9-20 ジェトロの支援による海外投資セミナーの公告

A国投資セミナー開催のご案内

A国は、昨年12月、新経済政策を発表するなど、投資環境の整備を進めており、日本企業の海外進出先として注目されつつあります。このたび、同国より外資政策の責任者らをお招きし、A国の投資環境および産業事情についてセミナーを下記のとおり開催することになりましたので、お繰り合わせのうえご出席下さいませようご案内申し上げます。

記

日 時：東京会場 11月1日（火） 午後2時～5時30分
大阪会場 11月2日（水） 午後2時～5時30分

場 所：東京会場 F銀行本店14階講堂
大阪会場 F銀行大阪支店8階講堂

- 講 演：(1) A国投資調整庁長官 N氏
「A国の外資政策と最近の外国投資の動向」
(2) A国大蔵省金融局長 M氏
「A国の最近の金融自由化」
(3) K社社長 O氏
(日本A国合弁企業協会会長)
「日系A国合弁企業経営者の体験談」
(4) F銀行A国駐在員事務所長 I氏
「A国の金融事情」

※逐次通訳あり

主 催：A国投資調整庁、東南アジア諸国連合貿易投資観光
促進センター（アセアンセンター）株式会社F銀行
日本貿易振興会

参加費：無料

お問い合わせ・申し込み先：
F銀行事業情報開発部（P氏、Q氏）

●お●知●ら●せ●

中国S市投資信託公司（SITCO）
東京事務所設立特別記念セミナーのご案内

S市投資信託公司是、10月5日、東京において事務所を開設する運びとなりました。この期に合わせ、特にS市からH副市長をはじめとする経済界の指導者が来日し、下記のとおり特別記念セミナーを開催することといたしました。セミナーでは、最近のS市の経済、貿易、投資ならびにS市投資信託会社の概況につきご紹介すると同時に、質疑応答を通じ一層の相互理解を図る所存ですので、ぜひともご来聴賜りますようご案内申し上げます（入場無料）。

記

日 時：10月5日（水） 午後2時30分～5時
会 場：T倶楽部

Tビル9階ホール

- セミナー次第：(1) 最近のS市の経済貿易投資状況
S市副市長 H氏
(2) S市の投資環境改善と経済技術開発区について
S市対外経済貿易委員会副主任
兼S市外国投資工作委員会委員 R氏
(3) S市の企業改造について
S市経済委員会副主任 S氏
(4) S市市投資信託公司（SITCO）の概要
S市投資信託公司（SITCO）副總經理 G氏

*当日会場において関連の資料を多数お配りします。

主 催：S市投資信託公司（SITCO）
後 援：日本貿易振興会（ジェトロ）、T銀行

お申し込み先：T銀行 中国部 気付
S市投資信託公司 東京事務所
準備の都合上、9月30日（金）までにお申し込みください。

資料：通産弘報、JETRO、1988年9～10月

② 中小企業事業団

海外進出を計画する中小企業のための投資相談窓口として、中小企業庁、通産省の関係団体である中小企業事業団に「中小企業国際交流センター」が設けられている。本機関の主な活動業務は、海外投資アドバイザー事業と海外投資関連情報提供事業である。

アドバイザー事業は、常設（常勤）アドバイザー（9人）と登録アドバイザー（約500人）とによる国内又は当該国への同行・案内等により現地情報、F/S指導、進出ノウハウを提供するもので、国内アドバイスは年間約300件（無料）、国外アドバイスは約10件（企業負担が実費の1/3）である。現在、中国進出の助言は、登録アドバイザーによることが多い（登録アドバイザーは1年任期の公募方式で委嘱し、4月から開始する）。

関連情報提供事業は、海外投資情報誌「中小企業のための海外投資ガイド」（年10回）の発行、海外投資情報のデータベース化とオンラインサービス、国際技術交流シンポジウム・海外投資普及講演会の開催（年間20回程度で、主に地方部で）、在日投資誘致機関との情報交流等である。

こうした活動を通じ、当センターでは海外投資志向の中小企業リストを整理し、各種の情報提供の対象としている。

③ ㈱日本立地センター

通産省の関係団体である㈱日本立地センターは、国内外の産業立地のコンサルタント業務のほか、日本自動車振興会の補助事業として「海外産業投資環境説明会」を継続的に実施している。1982年以降の説明会の実績は表9-22の如くで、実施要領を整理すると次の如くである。

- ・開催の案内方法；ダイレクトメールによる。会場が東京であるため関東周辺の中堅以上の製造業、約3,000社。
新聞社、銀行関係にも案内する。
- ・会場；専門会議場、ホテル、関係機関会場等を借用する。
- ・参加会費；無料
- ・主な内容；○主催者挨拶（日本側、当事国の関係部門トップ級）
○投資環境説明（当事国開発担当責任者、銀行家、現地経

表9-21 ㈱日本立地センターによる海外投資環境説明会の実績

年	月 日	会場参加数、共催者等	主なプログラム (説明担当役職)
1982	11.18 5 11.19	霞ヶ関東京会館 (298社) ・香港政府 ・オーストラリアN州政府 ・英国テルフォード開発公社 ・ハンブルグ市 ・ベルリン経済振興協会 ・㈱日本立地センターの共催	(香 港) ・工業投資環境について(香港政府産業局部長) ・工業投資の経験(大同コンクリート海外部長) (オーストラリア N 州) ・投資通商について(駐日オーストラリア大使) ・N州の産業開発現況(N州産業開発大臣) ・N州紹介映画上映 ・N州立地の体験(保谷レンズ海外販売部長) (英 国 テフォード) ・テルフォードニュータウン紹介、スライド上映 ・産業投資環境・将来展望(開発公社専務・会長) ・英国への投資環境(日経新聞外報部次長) (西 独 ハンブルグ ベルリン) ・産業投資環境(ハンブルグ駐日代表、ベルリン担当大臣) ・ハンブルグ、ベルリンの紹介スライド上映 ・企業進出体験(日本ビクター担当課長)
1983	10.27	霞ヶ関東京会館 (116社) ・オーストリア ・ハンブルグ市 ・㈱日本立地センターの共催	(オーストリア) ・自国における外国企業投資(在日通省代表) ・外国企業投資の有利点(産業協力開発公社常務A) ・外国企業投資の成功例(" 常務B) (ハンブルグ) ・外国投資、通産について(市経済局長) ・産業開発の現状と将来(ハンブルグ駐日代表)
1986	1.21	東京・全国都市会館 (106社) ・在日米国商工会議所 ・日本立地センターの共催 ・通産省の後援	(挨拶) ・立地センター理事長、在日米国商工会議所会頭 (講演) ・産業の国際的配置と日本の対応(名古屋大教授) ・海外進出の体験(東芝) (討 議) ・パネルディスカス「対米投資の諸問題」 (ジョージア州極東事務所、法律事務所、会計事務所、 米銀行、米経営コンサルタント他 7名)
1987	2. 6	東京・ホテルオークラ (165社) ・英国テルフォード公社 ・日本立地センターの共催 ・英国大使館、ジェットロ、ミ ッドランド銀行、C. T. 法律事務所後援	(挨拶) ・立地センター理事長、テルフォード開発公社会長 ・駐日英国大使 (講演) ・日本企業の対応進出(通産省国際企業課係長) ・テルフォードの投資環境(テ、開発公社専務) ・企業進出体験(リコーUKプロダクツ社長) ・企業進出に係わるEC法律(C. T. 法律事務所) (討 議) ・パネルディスカッション、質疑応答
1987	11.19	東京・アメリカクラブ (52社) ・在日米国商工会議所 ・日本立地センターの共催 ・州政府連絡事務所協力	(挨拶) ・立地センター理事長、在日米国商工会議所副会頭 (講演) ・対米投資の立地選定(米経営コンサル日本支社長) ・税制・優遇措置(米国公認会計士) ・立地体験談(神戸製鋼所担当副部長) (討 議) ・パネルディスカッション

注：これらの説明会は、「日本自転車振興会補助事業」として実施されている。1987年には、このほか、後援セミナー2件(アイルランド、テルフォード)、共催1件(英・北イングランド)がある。

資料：事業報告書(㈱日本立地センター、1983～1988年)

営コンサルタントその他)

- o 現地紹介映像 (スライド、映画、ビデオ等)
- o 企業立地体験談 (日本企業現地責任者)
- o レセプション

- ・相談窓口 ; 業務部が受け、全体調整の上実施する。
- ・費用負担 ; 申込み国側の費用負担は、予算枠外分を受けもつ (通常100万円程度; レセプション代は含まず)

2) 企業誘致促進策

前節の留意点も踏まえ、青島輸出加工区への外資企業誘致促進体制ならびに促進措置についての提案を行う。具体的な実施案については、諸外国での事例等も充分調査の上、青島市関係機関により詳細な検討が行われる事が望ましい。

(1) 誘致体制の強化

① 中国側誘致組織の強化

青島における現在の企業誘致主体は、青島市対外経済貿易委員会であり、これまで青島技術開発区への企業誘致を行っているのもこの組織である。また、実際の外資企業立地の相談窓口や立地実務の支援サービスは、上記委員会と連携して民間機関に相当する「中国国際貿易促進委員会青島市分会」と「中国国際商会青島支所」の両機関が橋渡しの役割を果たしている。国際的に企業誘致競争が激しい輸出加工区への企業投資を促進して、輸出加工区を軌道に乗せるためには、窓口を一本化し、受入れ体制・誘致責任体制を明確にする必要がある。

以上に鑑み、“青島輸出加工区企業誘致本部”を設立し、輸出加工区企業誘致の一元的な窓口とする事を提案する。同本部は関連諸機関とも連携し、以下の活動を行うものとする。

i) 青島輸出加工区企業誘致本部

企業誘致本部は、第一に内外企業誘致の基本方針・戦略を企画する機能 (“プロモーション企画”) を持つ必要がある。基本方針の作成にあたっては、従来中国の最も遅れている側面: 相手国産業の実態把握、企業誘致の人的ネットワークの形成、誘致目標管理制度の導入、海外事務所の設置等のあ

り方を検討する。また、誘致の基本戦略では、対象の業種、業態、国・地域企業等の絞り込みの方法や、企業への働きかけ・広報・宣伝の手段、人員・予算計画等を検討する。

また、企業誘致を成功させるための条件として、“産業研究機能”が第二に必要である。誘致担当者は、地元の青島企業の製品や技術レベル把握は当然のこと、相手国の市場・技術実態、そして個々の企業の生産・投資の動きまでも把握する必要がある。こうしたきめ細かな情報を把握・活用するために、主要な分野ごとの調査・分析を行う。

さらに第三として、上の企画・研究に基づく具体的な活動部門として“プロモーション活動機能”が必要であるが、この主な部分は海外事務所がもつことになる。このプロモーション活動を通じて、相手国産業の情報収集、人的ネットワークの形成を図ることができる。“誘致本部”の機能図を以下に示す。

“誘致本部”は10章で述べられている通り、青島輸出加工区管理局の一部門とする事が望ましい。

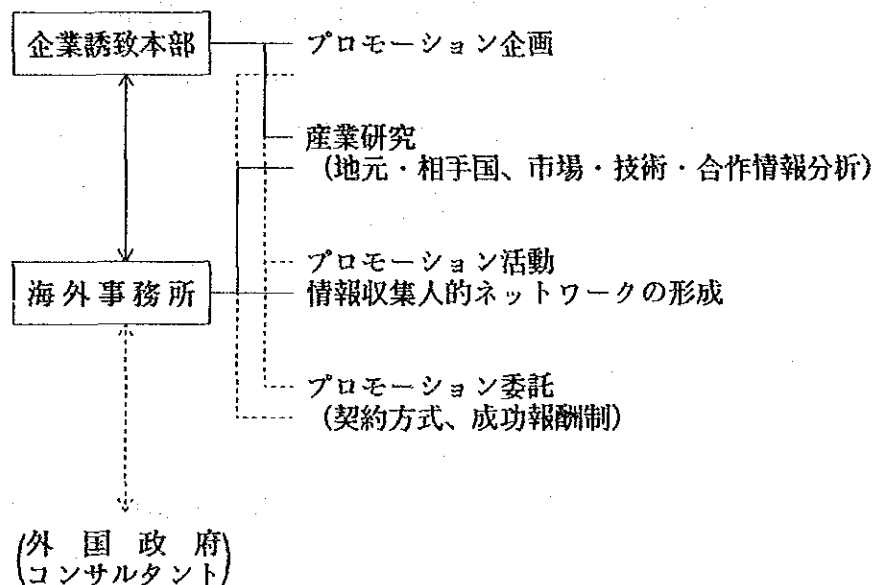


図9-1 輸出加工区誘致主体の機能

ii) 海外事務所

“誘致本部”の組織の一部とし、海外事務所を主要投資国に設置しプロモーション活動を中心に、当該国の産業研究やプロモーション企画も一部行わせる。投資プロモーションは基本的に、担当者との個人的信頼関係に基づくものであるため、適切な人材を長期的に担当させることが望ましい。

また、海外に事務所を設け、各分野の専門官を配置するとなるとその費用は膨大なものとなる。これを避けるための方法として、プロモーションの委託方式がある。当該国と青島の経済・企業事情に詳しい民間コンサルタント等にプロモーションの実務を委託する事により、誘致のための調査研究期間を短縮し、早期に誘致活動を立ち上がらせる事が可能となる。しかし、プロモーションの過程で収集される各種産業・企業情報や人的ネットワークが青島側のものになりづらいという側面もあり、この点をカバーする必要がある。

② 相手国関係団体等との連携強化

表9-19②でみた如く、日本企業に例をとると、投資事業の進める上で、関係団体や商社等を仲介とするものが多い点を考慮し、青島と特別な係わりのある団体、商社等との連携を強化する事が望ましい。例えば、前項で実態把握した政府機関のジェトロ、中小企業事業団、団体の財団法人日中経済協会、同日本立地センター、日本商工会議所、経済団体連合会、日本プラント協会等との連携による企業誘致活動、そして商社や銀行関係では、青島に出先機能をもつ日本企業で結成されている連絡会との定期的な情報交換会の開催を行う事が望ましい。

(2) 誘致活動

以下に必要な誘致活動について述べる。

① 対象企業の絞り込み

効率の良い誘致活動を行うため、まず初めに対象業種、規模、国、地域等をしぼり込む必要がある。この際、本調査のアンケート結果も参考とし、下記の点にも留意する必要がある。

- ・青島に立地済の外資系企業の二次投資
- ・青島と地縁・血縁のある企業（日本、アジアNIES、ドイツ、山東省

出身の華僑企業等)

- ・親会社、子会社の一体誘致（下請必要業種）
- ・国際交流都市、地域の企業（下関市、山口県、米国ロングビーチ市、メキシコ、アカプルコ市等）

② 誘致パンフレット、案内ビデオの作成

本調査では、日本企業アンケートのため、青島の投資環境を紹介するパンフレットを作成した。しかしながら、これは輸出加工区の計画内容が定まっていない段階での紹介パンフレットであり、本調査結果等を基礎にして、優遇措置、相談窓口、立地条件、諸費用等を明確にした企業誘致用のパンフレットを英語等の主要誘致対象国の言語で作成することが肝要である。同時に、青島市及び青島輸出加工区の紹介ビデオは立地説明会に不可欠であり、すでにつくられている烟台市等のビデオも参考として、説得力のあるものを作成する必要がある。

③ 誘致説明資料集等の作成

②のパンフレット等のほかに青島への立地の関心のある企業への働きかけや、誘致の説明・働きかけのための詳しい資料集を作成する必要がある。資料等には下記の項目を含める事が望ましい。

- ・中国、青島の投資条件の詳細（投資ガイド）
- ・輸出加工区の制度、および管理運営体制の解説
- ・本輸出加工区立地の有利性（国内・国際比較）
- ・中国への進出企業の経験談
- ・F/Sバックデータ（コスト要素、原料・労働力等調達見通しなど）
- ・中国側の合作希望企業リスト（会社概要、保有技術など）

また、青島立地に関心のある投資家を惹きつけるため、定期的な立地情報誌の発行・送付を行い、輸出加工区の建設進捗状況や、立地企業の概要、生産概況、地域のトピックス等を継続的に紹介する。

④ アンケートの実施及び企業交流

青島に関心のある国・地域、企業等に対し、アンケートを実施するとともに企業交流等を促進する。

ア. 先の誘致パンフレットを使って、青島の工業開発計画に関心のある企業に

対し第二次アンケートを実施する。

イ、日本以外の主要投資国、例えば、香港、韓国、米国等に対して企業アンケートを実施し、各国企業の意向をデータベースとして構築する。

ウ、ア、イの結果にもとづき、立地意向のある企業に対し、青島立地についての説明会・セミナーを開催する。場合によっては個別訪問し、適確な情報を与え、相手との信頼関係を築くことにより、企業誘致の基本条件である人的ネットワークを確立する。

エ、さらに、より詳細な情報を必要とする企業等からなる投資調査団を招請し、青島企業との交流会を開催する。

オ、青島企業の相手国訪問等も実現し、相互交流を行うこと。

⑤ 広報・宣伝

青島への主要投資国において積極的な広報・宣伝活動を実施する。

・ 広告媒体（テレビ、雑誌、新聞等）を利用しての青島輸出加工区の広告・宣伝・紹介

・ 特定の機関誌・専門誌を通じての宣伝・紹介（日本では「通商弘報」（ジェトロ）、「海外投資ガイド」（中小企業事業団）、「産業立地」（日本立地センター）等の掲載無料の機関誌のほか、「東洋経済」「ダイヤモンド」「日経ビジネス」「プレジデント」など有料の経済専門誌へ青島輸出加工区の特集記事の掲載等

・ 各種団体や機関が催す幹旋会・説明会への参加を通じての宣伝・紹介

・ 誘致促進ミッションの派遣による宣伝・紹介

・ 主要投資国のジャーナリストの招へいによる各国における青島輸出加工区の広報

このうち、誘致ミッションの派遣は地元の熱意を示す機会として特に重要であり、輸出加工区開発の最高責任者クラスを含める事が望ましい。

9.4.2 外資企業受入れ基盤の整備方向

1) 原材料供給体系整備への提案

ここでは、輸出加工区に立地する企業が円滑に原材料・部品の供給を受けられるようにするための方策を検討・提案し、青島市の今後の改革の参考に供したい。

まず、輸出加工区に立地する企業への原材料・部品の供給の考え方全体に関する点に関し検討し、続いて、国内原材料の調達、海外原材料の調達に関してそれぞれ検討・提案を行う。

(1) 輸出加工への原材料・部品供給の考え方について

① 原材料・部品の供給体系の段階的整備

輸出加工区を1日でも早く開発し企業活動を開始することを大前提とするならば、企業が必要とする原材料・部品をもっとも円滑に供給できる体制を形成することをまず最初の取組みとして考えるべきである。

当面は、輸出加工区での生産活動を立ち上がらせるための供給体系を形成し、それを核として、将来にむかって理想的な体系を徐々に組み立てていく段階的整備方式を採用することが望ましい。望ましい整備方式について下記に述べる。

段階Ⅰ：原材料・部品輸入段階

段階Ⅰでは立地企業が必要とする原材料・部品は海外市場からの調達を中心とする。

現在の中国国内の物資需給のタイトな状況が当面のところ続くと考えると立地企業が国内原材料・部品に多くを依存する計画は不安定なものとなり、また、強制的な国内原材料の輸出加工区企業への集中は、青島市の産業全体に大きな影響を与えることが予想され好ましくない。原材料・部品の輸入が自由に、かつ円滑に行える体制を提供することが重要である。しかし、国内原料の加工輸出をはかるためには、当該物資の供給体制の形成を開始することが初期段階で必要となる。

また、将来的には国内原材料の高次加工利用を求めていくため、可能な限り国内原材料の供給ルートは形成しておくことが必要である。

段階Ⅱ：一次原材料国内調達、二次原材料・部品輸入段階

段階Ⅱでは、一次原材料（粗素材・加工度の低い原材料）は国内調達を中心とし、一部は青島市の工業が加工を施して、輸出加工区に供給する。二次原材料・部品（精素材・加工度の高い原材料）や高次加工部品は海外市場からの調達で対応する。

国内一次原材料、域内加工のインセンティブを高めるための行政措置等を講じていくことが求められる。また、域内加工においては、この段階で、国際市場に売れるものづくり、売り方のノウハウの技術移転を確実にしておく必要がある。

段階Ⅲ：一次原材料完全国内調達、二次原材料・部品域内供給段階

段階Ⅲでは、一次原材料についてはすべて国内からの供給で輸出加工区立地企業の要求を満たすことができ、かつ、二次原材料・部品も、汎用的なもの、世界の平均水準技術で対応できるものについては、域内加工により供給する。一部の製品については、国内市場への販売を開始する。

段階Ⅳ：原材料・部品の国内調達段階

輸出加工区の立地企業が必要とする原材料・部品は国内での調達を中心とする。

この段階に至れば、純粋な意味で中国製品の国産化が達成され、中国独自の製品が国際市場で問われることになる。海外市場に依存するものは、特殊な分野、その時代の最先端の分野の部品等から得る、国際市場動向や技術動向といった情報が中心となろう。

② 輸出加工区専門物資調達機能の整備

輸出加工区に立地する企業が必要とする原材料・部品、関連消費財の調達機能の整備が必要である。

必要物資を調達するには、中国国内・外のどこにその物資があり、その価格、入手方法等の情報の探索機能が必要である。また、物資を円滑に輸送する機能さらに輸送機能を滞りなく機能させるためのコントロール機能が必要である。

そして、これらの機能を一元的に有する輸出加工区専門の組織形成が必要

となる。この組織母体としていくつかのケースが考えられる。

- a 新たに輸出加工区立地企業への専門サービス組織の形成。
- b 青島市物資貿易センターあるいは、青島市外商投資企業物資供給会社の機能強化。
- c 経済技術開発区管理委員会の機能充実。

いずれの組織タイプを選択するにせよ、国内物資調達機能と海外物資調達機能の両方の機能を有することが不可欠であることから、海外物資情報に詳しい外国商社等との合併・合作の形態をとることが望ましい。

また、この組織内に、国内原材料・部品調達を奨励する物資に関する青島資源情報データベースの機能を備えることが望まれる。

さらに、この組織は調達物資を輸送する能力を独自に持つか、あるいは専門輸送会社を設立すべきである。組織独自に輸送能力を持つ場合には、外国の輸送サービス会社との合併・合作を検討すべきであろう。あるいは、輸出加工区及び経済技術開発区の産業活動に伴い発生する貨物需要に対応する専門の輸送会社を設立する場合には、会社は、青島市の新規事業展開をねらう企業、事業意欲の高い個人と青島市の共同出資で新たに設立する。需要が輸送キャパシティを上回っている状況にあることから国の輸送関係機関、公司等が担当することは避けるべきである。そして、会社には輸出加工区へ立地する企業と同等の自主権、自由裁量権を与え、新しい輸送サービスの会社のモデルケースとして経営を行わせる。できることなら、海外の輸送専門会社との合併・合作形態が望ましいが、当面は、技術提携等で輸送サービスのノウハウ導入を図っていく。また、輸送車輛や船舶、航空機等の機材の調達については、チャーター、リース等の方式でも柔軟に認めていくなどの管理行政が重要である。

(2) 国内原材料・部品調達について

国内原材料・部品調達については、2つの提案がある。

① 利用可能資源データベースの構築とインターフェース機能の整備

青島市への投資意向のある企業や商社は、豊富といわれている山東省の諸資源の存在に大いに注目しており、具体的な情報の入手を熱望している。し

たがって、少なくとも山東省をカバーする範囲で、実際に利用が可能な物資（現時点で入手できる天然資源・原材料・部品等）のデータベースづくりに早急に着手すべきで、これは今後の企業誘致活動や中国企業間の物資調整に効果を発揮することとなる。すなわち、具体的に、どれだけ・どこから・いくらで、どんなものが入手できるという情報を示し、広くPRすることにより、投資意向を持つ企業の進出条件は確実に一歩前進するはずである。

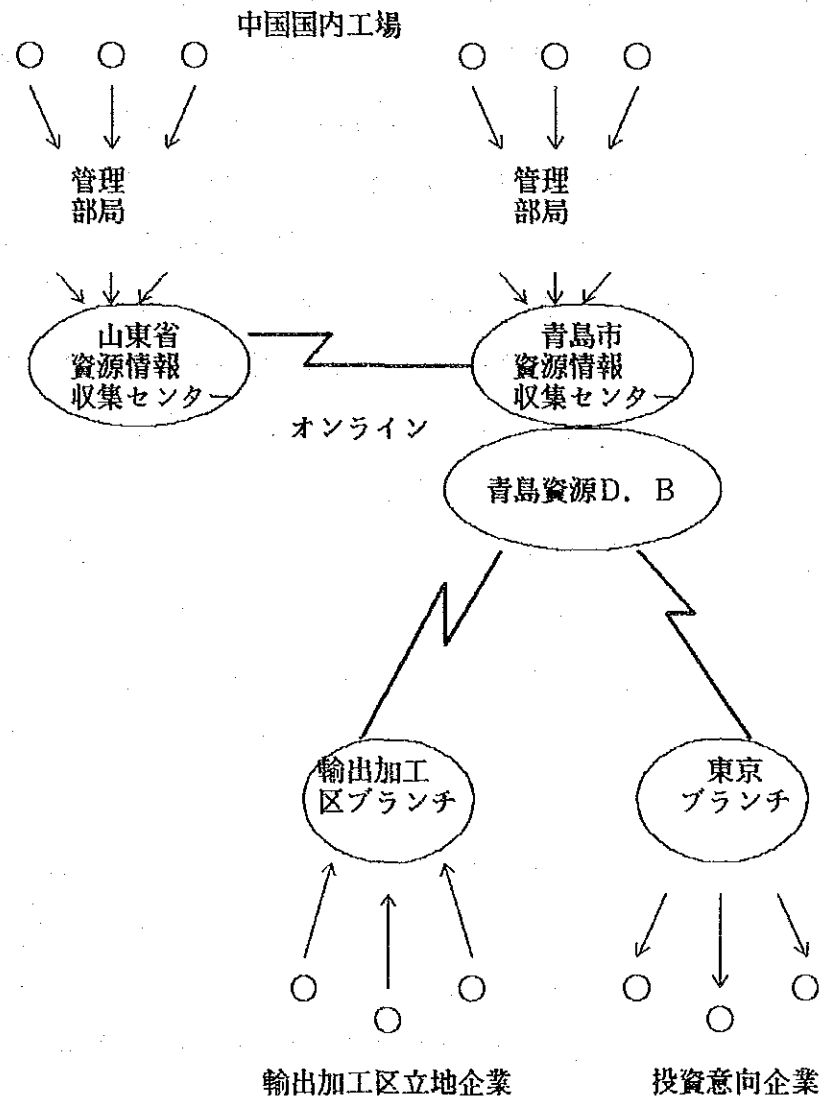


図9-3 利用可能資源データベース

② 工農連携・工工連携方式の推進

需要が圧倒的に供給を上回っている生産財市場において、輸出加工区に立地した企業が後発メンバーの一人として市場に参入し、一定量の原材料を確保するのは容易ではない。そこで、農水産物及び工業生産財の供給側と需要側が連携をとりつつ需給バランスをとっていくシステムを形成する。農水産物生産分野と食料品工業との間では、すでに工農連携の前例がある。ワイン製造業(三資企業)と地域のブドウ生産農家との間の委託契約生産方式である。

このような方式をさらに組織的に推進することが望まれる。例えば、先に述べた資源データベースのイン・プット側に農水産資源セクターを組みこむ。そこには、生産責任制でどんな作目を請負っているのか、近年の生産状況はどうか、(計画を達成したか、余剰生産物はどのくらいだったか)、農家の自留地の活用状況はどうか等の情報とともに、委託生産をうける意欲があるか、生産集団を形成する可能性があるか等の情報を整備する。工場は、これらの情報をベースに、生産農家(農家集団・村)と直接、交渉・計画を立案するとともに、生産技術指導も行う。青島市は、工場を通じて農村に新しい農業生産技術や管理手法を導入するため、工場に対して技術導入事業支援施策を展開し、工場と農村の連携を側面から支援する。

基本的には同様の考え方で、青島市の工場と、輸出加工区の三資企業との連携を促進する。工工連携の場合は、工農連携以上に、技術導入の部分が重要になる。生産設備の導入といったハードな技術導入及び生産・品質・財務・常務等の経営管理技術の導入といったソフトな技術導入について青島市の重点技術導入プロジェクトとして認定し、支援するなどの施策の展開がより強く求められる。また、小回りのきく中小企業の育成・支援施策を強力に推進すべきである。

例えば、日本における「工工連携」的な中小企業振興支援施策として、「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(融合化法)」に基づくいくつかの制度が参考になる。

融合化のねらいとするところは「事業分野の異なる中小企業が連携し、互いの技術や経営、マーケティングなどのノウハウを提供し合うことにより、

新たな製品やサービスを開発し、新事業分野を開拓していくこと」にある。

融合化は、大きく、三つの段階 — 交流、開発、事業化 — に沿って進展していくと考えられることから、それぞれの段階に応じた次のような支援策が用意されている。

第1段階： 異なる中小企業が出会い、相互理解を深め、新たな技術開発等に「交流」 取り組むきっかけを作る段階。

- ①適切な出会いの場（技術・市場交流プラザ）を整備すること
- ②世話役・まとめ役となる人材（カタライザー）を供給すること
- ③参考となる情報は技術援助を提供すること

第2段階： 交流の中から異業種の企業グループが生じ、新たな技術開発等に「開発」 取り組む段階。

- ①新事業の開発を異業種企業が協同して実施する主体として「融合化組合」（仮称）制度を設けること
- ②開発の進展に伴う大きな資金負担やリスクの軽減を図るための資金助成や税制上の特例措置を設けること

第3段階： 開発の成果が結実し、いよいよ事業化が行われる段階。ここでの「事業化」 政策支援の重点は、

- ①新事業の企業化を異業種企業が協同して実施する主体として組合の特例制度を設ける等により、事業化に際して、組合、合併会社、共同出資会社等の多様な組織の選択を可能とすること
- ②高額にのぼる事業資金に対する融資制度、資金調達に当たっての信用補完制度を整備すること

資料：「中小企業の「融合化」による新事業開発の支援について」

中小企業庁 1987年

これらの支援施策の中で、工工事連携促進する上で特に重視すべき支援策は、第1段階の「交流」支援であろう。日本では、「異業種交流」と呼ばれ、昭和62年時点で、全国で約700の異業種交流グループが活動している。

工工連携促進のための交流支援として、「青島異業種交流事業」を青島市主導型で行っていくことが望まれる。

青島異業種交流事業ではまず、青島市の企業と三資企業及び青島市企業で事業分野を異にする企業の経営者（工場長）が自由な雰囲気で見聞交換し、相互理解を深め、協力体制を固めていくための場や機会を提供する。

これは、「技術・市場交流プラザ」として、当面は輸出加工区の三資企業への原材料・部品の供給をテーマとして開催する。

また、交流が単なる企業間の懇親に止まらず、生産的な機能に展開させていくために、交流会の世話役・まとめ役となる人材「カタライザー（触媒の役割を果たす人）」として青島市工業の実状とともに輸出加工区の意義、外国企業や海外経済動向に詳しい人材が何より重要である。

このような人材を、例えば、輸出加工区運営・管理委員会のような組織に登録し、それぞれのケースに応じて活躍してもらう。

さらに、交流に必要な国内・外の情報は青島市の各部局より積極的に提供することが重要である。

工農連携・工工連携方式は、中国が推進している経済連合方式奨励策に合致し、輸出加工区の三資企業の原材料・部品調達のための方式であると同時に、三資企業という海外との窓口機能を活用した地域農業開発、地域工業振興制度であるともいえる。

(3) 海外原材料・部品の調達について

海外原材料・部品の調達については、原材料・部品の完全な自由輸入措置を提案する。

輸出加工区への立地企業が輸出製品を生産するために必要となる原材料・部品等の輸入は、輸入関税を始めとするあらゆる税金・許認可手続きは免除し、輸入相手先等の制限も加えないものとする。すなわち、立地企業が全く自由に、独自に必要な原材料等を調達できる状況を提供するということである。輸出製品

の生産のために必要となる原材料・部品等とは例えば、原材料・部品を始めとして、工場の建築材料・生産機械設備・生産用車輛・燃料・補助材料・包装材料・事務用品等などである。

2) 技術力高度化の方向

(1) 企業群の技術力高度化に向けての提案

まず、機械金属系グループと繊維系グループについていえば、経営意欲の高い工場長に国際的市場に参入するための条件を整える意味で「高精度加工測定センター」及び繊維系輸出商品の素材・加工・デザインを総合的に研究するための「ファッションセンター」の構築により、生産技術に客観性をもたせたり、ユーザーニーズに合う製品づくりを進めていく必要がある。

「高精度加工測定センター」は青島市機械金属系各社の精度があくまでマザーマシン（工作機械）を、例えばマージの研削機械を用いて製作しているから、精度がいいはずという考え方をより客観化するため、三次元測定機等測定機を装備させ、その測定結果を自主的にもつことにより、国際的市場で通用しうる管理技術を青島市機械金属企業各社が共通で利用できるようなセンターである。

「ファッションセンター」は、青島市繊維製品企業の製品が、マーケットニーズにそぐわない色が多く、国際的市場でもかなり低レベルの量販店向けが多い点を改善するため、欧米日のファッション雑誌やカタログ等を多く集めたセンターとする。欧米日のファッション情報を集め青島市繊維製造企業がそれらを見ることだけでも、色や縫製、デザインなどが随分改善され、国際的市場で充分、通用するものになるといえる。

まず、上記のセンター等により青島市の意欲ある経営者が国際的ユーザーニーズに対応した生産技術やデザイン技術を習得し、委託加工を受けられるベースを確立する。次いで先進国の企業が上記の技術レベルを有する青島市各企業に委託加工、合作、合弁会社設立を目指すこととなろう。その段階で初めて、国際市場に流通する青島市の工業が形成される。

したがって、青島市産業の主要技術である切削加工（大きくステンレス加工も含む）、繊維、縫製、捺染加工の付加価値を高めることが重要である。このためには、次のような方策が提案できる。

- ① 青島市内の経営意欲が強い工場長を集め、経営・技術情報の交流を高める。
- ② 青島市内の経営意欲が強い工場長を中心に、日本、アメリカ、西欧等先進企業への現地技術研修、国際的な企業間交流を推進する。
- ③ 前述のセンターや委託加工、合弁、合作会社の設立を促進する媒介機能や企業育成支援機能を青島市が果たすべきである。すなわち、青島市の都市経営の一環として、次世代を担う産業を創出する機能を強化していくことである。

(2) 合弁・合作へ向けての技術力向上努力の方向

1979年の経済改革以降、個人的努力の成果が一定程度個人に還元されることになり、企業経営環境は、従来とはかなり様子が変わってきている。経済改革以降、消費市場が過熱化の様相を深めていることから、作れば売れるため、技術力向上努力、販売努力、製品開発努力が十分に発揮されていない。

しかし、現実には外資と何らかの交流を持っている企業については、技術力向上による現実的な成果があがっており、かなり積極的な取組みがみられる。青島市の工業企業の中でも、三協精機のラインを導入しているマイクロモーター工場、日本の商社と補償貿易を実施しているメリヤス工場等、一定の技術力向上努力の成果がみられる。

以上のように、中国経済の現段階と構造的な制約の下で、技術力向上努力を期待するならば、外資との積極的な交流の中にその突破口を見いだしていくことが不可欠である。そして、そうした成果を内国企業に敷衍させていくことである。日本には海外技術者交流協会等があり、中国の技術者を受け入れるための制度もある程度ととのっている。また、日本の多くの中小企業は中国からの技術研修生受入に門戸を開く構えである。ともかくも、中国の技術者が日本の企業の中に入り、技術力向上の実質的な意味を肌で感じていくことが何よりも大切である。日本の企業の側も、中国への進出に関心を抱いてはいるものの、技術的な課題、人的な交流等に関して、不安をもっている場合が多い。そうした障害を取り除いていくためにも、日本企業と青島企業との人材の交流を当面の最大の課題にしていく必要がある。

(3) 青島市における戦略的工業の育成方向

青島市工業の将来にわたる独自の発展を実現するためには、なによりもまず地域工業のポテンシャルを的確に見極め、工業振興のための戦略的プログラムを作成し、果敢に実行していくことが不可欠である。その場合、青島市の現状を踏まえるならば、金属二次製品と繊維雑貨関連が当面の焦点になるであろう。金属二次製品については、ワイヤー、ロープ、釘などのグループに注目していく必要がある。このような金属二次製品は装置工業的な性格が強く、設備次第で一定のレベルに達し易い分野である。現在すでに青島市の有力企業の場合、一定レベルに達しているところも多く、戦略的工業部門として最も現実的な領域であろう。ワイヤー、ロープ、釘、ボルト、ナット、バルブ等の汎用の金属製品の領域についての総合的な供給基地として編成していくことがなによりも現実的であろう。

このようなセンターを形成することを通じて、青島市の工業企業の相互依存関係を深めていくことは、幅広い視野の形成に加え、新たな技術交流と事業的広がりを導くことになるであろう。それは、青島市工業の内面に新たな可能性を導き、全体としての活力を生み出していくことはいままでもない。

また、次に、もう一つの重点産業として繊維雑貨関連工業に注目しなくてはならない。メリヤス、ワイシャツ、タオル、食品、運動靴、その他の日用消費財産業の一定の集積を正しく評価し、総合的な供給能力を形成していくことが求められる。この消費財産業も、先の金属二次製品と同様に各種関連産業の総合的な展開が必要である。

青島市政府は各工業企業を統括するマネージャーとして全体の戦略を構想し、具体的な事業をリードする役割を担っている。この点、特に地域間の競争が激しくなっている中国では先行的に市場を獲得していくことが最大の課題であることを銘記すべきである。

特に、日米の経験ではテレビの普及が経済発展と市場拡大の指標とされており、テレビコマーシャルを通じる市場の掘り起こしが将来を決するとさえいわれる。今のこの時点に適切な媒体を活用した戦略的なマーケティングを展開するならば、青島市の産業が中国経済の中で確固たる位置を確保していく基礎となる。そうした意味では、青島市工業は日用消費財の分野で一定の水準に達しているという事

実を正しく評価し、他地域にさきがけた戦略的展開を進めていかなくてはならない。青島市の場合は、日用消費財は豊富であり、しかも、一定のレベルにあり、輸出商品として展開できる余地は大きい。ただし、青島に限らず中国の工業企業の場合、世界市場の情報に乏しく、国際商品となりうるような、物づくりをしているわけではない。それは、世界との窓口が各政府の輸出入公司及び各国の商社であり、直接のユーザーとの付き合いが乏しいからにほかならない。実際に生産に携わっている工業企業が、世界市場のユーザーと直接的に接触するという仕組みを作って、国際的な商品を育てていく全市的な取組が必要とされる。